

国登録有形文化財（建造物）藤間家住宅主屋 保存活用計画（案）

令和 年 月

茅ヶ崎市教育委員会

株式会社ユー・エス・シー

※解説文・資料提供；茅ヶ崎市博物館 須藤 格 館長

※赤字は未決定、要調整事項を示す

※主要解説部分を示す

例 言

1 本書は、神奈川県茅ヶ崎市柳島 2-282-1 に所在する国登録有形文化財（建造物）藤間家住宅主屋の保存活用計画である。

2 本計画は、茅ヶ崎市教育委員会が、令和 7 年度に茅ヶ崎市文化財保護審議会規則に則り設置した茅ヶ崎市文化財保護審議会の部会である「藤間家住宅主屋保存活用計画策定部会」における調査・審議に基づき策定した。

藤間家住宅主屋保存活用計画策定部会（4 人、五十音順、敬称略、◎は委員長、○副委員長）

小沢 朝江	東海大学工学部建築学科教授
海津 ゆりえ	文教大学国際学部国際観光学科教授
田尾 誠敏	東海大学文学部歴史学科非常勤講師
水沼 淑子	関東学院大学名誉教授

3 本計画の策定に係る事務は、茅ヶ崎市教育委員教育推進部博物館が担当し、調査及び図面作成等の関連業務の一部を、株式会社ユー・エス・シーに委託した。

5 本計画は、令和 年 月 日より施行する。

目 次

例 言	2
1 計画の概要	6
1-1 計画の作成	6
1-2 文化財の概要	6
1-3 文化財保護の経緯	19
1-4 保護の現状と課題	20
1-5 計画の目的と基本方針	21
1-6 計画区域	23
1-7 計画の期間	23
1-8 計画の構成	24
2 保存管理計画	25
2-1 保存状況	25
2-2 保存の方針	26
(1)保存における基本方針	27
(2)保存年代の設定	27
(3)部分の設定	27
(4)部位の設定	31
2-3 管理計画	36
2-4 修理計画	37
3 環境保全計画	40
3-1 環境保全の現状と課題	40
3-2 保存状況	41
3-3 環境保全の基本方針	51
3-4 区域の区分と保全方針	53
3-5 建造物及び工作物の区分と保存の方針	55
3-6 防災上の課題と対策	58
4 防災計画	59
4-1 防火・防犯対策	59
4-2 耐震対策	62
4-3 耐風対策	62
4-4 その他の災害対策	63
5 公開活用計画	64
5-1 利活用の基本方針	64
5-2 公開活用計画	65
5-3 活用基本計画	65
5-4 事業スケジュール	67
6 保護に係る諸手続	69

6－1	保護に係る諸手続	69
6－2	現状を変更しようとする場合の手続	69
6－3	保存に影響を及ぼす行為に係る手続	70
6－4	その他の手続.....	70
資料編.....		72
(1)保存活用計画策定の記録		72
(2)茅ヶ崎市文化財保護審議会委員		72
(3)参考文献.....		72

図 1	藤間家住宅主屋の位置	7
図 2	藤間家住宅主屋周辺の地形図（「迅速即図」（1882）に加筆）	8
図 3	藤間家住宅敷地内の建造物、工作物（建設年代）	11
図 4	平面図.....	15
図 5	南側立面図	15
図 6	断面図.....	15
図 7	東立面図.....	15
図 8	明治 5 年家相図.....	16
図 9	藤間家住宅主屋敷地内の構成図	18
図 10	計画区域.....	23
図 11	不陸傾斜図	エラー! ブックマークが定義されていません。
図 12	部分の設定平面図	30
図 13	部位の設定（東面）	33
図 14	部位の設定（洋室）	34
図 14	部位の設定	エラー! ブックマークが定義されていません。
図 16	洗濯室平面図.....	44
図 17	納屋平面図.....	45
図 16	区域の区分と保全方針（B 案）	54
図 17	建築物及び工作物の区分	57
表 1	藤間家の主な歴史	10
表 2	西村伊作による各住宅の特質	14
表 3	保存事業の履歴.....	19
表 4	活用履歴.....	20
表 5	部位別構造・意匠と保存状況	26
表 6	部分の設定と保存の方針	29
表 7	部位の設定と保存の方針	31
表 8	部分と部位の設定と方針	32
表 9	建築物及び工作物の区分	56
写真 1	藤間家住宅主屋（東側玄関）	7
写真 2	昭和 27(1952)年当時の柳島地区と藤間家.....	17
写真 3	令和 6(2024)現在の藤間家.....	17

1 計画の概要

1-1 計画の作成

(1) 計画作成年月日 令和8年 月 日

(2) 計画作成者 神奈川県茅ヶ崎市教育委員会

(3) 計画区域（詳細は1-6）

ア 本計画は、国登録有形文化財（建造物）「藤間家住宅主屋」を対象とする。

イ 本計画の対象区域は、藤間家住宅主屋が位置する茅ヶ崎市市指定史跡である「藤間家（近世商家）屋敷跡」の一部を含めた敷地の範囲、3,897.52㎡とする。

ウ 区域の範囲

(ア) 保存修理の実施及び維持管理区域：建物の物理的保全に必要な土地。

(イ) 防火区域：防火・消火活動を円滑に行うための緩衝地帯。

(ウ) 活用区域：公開・教育活用を伴う利便性向上のための空間。

エ なお、敷地は、市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」と重複しているため、歴史的景観として一体的に捉える。

1-2 文化財の概要

(1) 文化財の概要

藤間家住宅主屋とその敷地が持つ文化財としての価値は、単一の建造物や史跡としての価値に留まるものではない。それは、江戸時代から昭和に至る日本の社会変容を、一つの家の歴史を通じて物語る、重層的かつ複合的な価値の集合体である。

名称	藤間家住宅主屋（とうまけじゅうたくしゅおく）
指定区分	登録有形文化財（建造物）
登録年月日	平成27(2015)年3月26日
登録番号	14-0192
員数	1棟
構造及び形式	木造平屋建、鉄板葺、建築面積151㎡
所在地	茅ヶ崎市柳島2-282-イ
所有者・管理者	茅ヶ崎市（平成29年7月28日藤間家から寄贈）



写真 1 藤間家住宅主屋（東面）



図 1 藤間家住宅主屋の位置



図 2 藤間家住宅主屋周辺の地形図（「迅速即図」（1882）に加筆）

(2) 敷地の歴史的重層性：近世商家から近代住宅への軌跡

藤間家住宅主屋は、図1のとおり、市南西部に位置する。図2に示すように相模川は、藤間家の歴史は、茅ヶ崎市の地域史そのものと深く結びついている。藤間家住宅の敷地は、茅ヶ崎市の歴史の変遷を物理的に刻み込んだ、類い稀な歴史的空間である。この土地には、江戸時代の経済活動を物語る市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」と、昭和初期の近代的な生活様式を象徴する国登録有形文化財「藤間家住宅主屋」という、異なる時代の二つの重要な文化財が同居している。

発掘調査によって確認された屋敷跡は、藤間家が江戸時代中期以降、柳島村の名主として地域の行政を担うとともに、廻船業を営む有力な商家であったことを示している。この近世商家の屋敷跡は、藤間家の富と社会的地位の源泉であり、後の近代住宅建設の経済的・文化的基盤を形成したことを物語る重要な遺構である。

一方で、昭和7(1932)年に建設された主屋は、伝統的な家業から離れ、大学教育を受け近代的な企業に勤務した知識人・サラリーマンであった藤間善一郎の生活拠点であった。この敷地は、相模川の水運を基盤とした近世の地域経済から、教育と専門知識を基盤とする近代の国民経済へと移行する、日本の社会構造の根本的な変化を一つの場所で体現しています。近世商家の屋敷跡という「富を生み出す場」の上に、近代知識人の「文化的な生活の場」が築かれたという歴史の重なりこそが、この土地の持つ最も根源的な価値であると言える。したがって、本計画ではこれら二つの文化財を不可分の一体として捉え、その連続性と変容の物語を後世に伝えていくことを基本とする。

(3) 柳島湊の廻船業と藤間家の経済的・政治的影響力

藤間家の歴史的価値を理解する上で、その家業であった廻船業と、その拠点であった柳島湊の重要性を抜きにして語ることはできない。柳島湊は、相模川の河口に位置し、上流から舟運で運ばれてくる津久井産の材木や薪炭、さらには相模国一帯の年貢米などを集積し、大消費地である江戸へと海上輸送するための中継拠点として、近世関東地方の物流ネットワークにおいて極めて重要な結節点であった。

藤間家は、この柳島湊を母港として廻船問屋を営み、「観音丸」や「不動丸」といった400石積の大型和船を複数所有し、広範な商業活動を展開していた。その活動範囲は江戸に留まらず、北は仙台・石巻、西は遠州灘や熊野灘を越え、瀬戸内海にまで及んだと記録されており、地域を代表する有力事業者であったことがうかがえる。

藤間家と柳島湊の影響力を示す最も説得力のある証拠が、元禄4(1691)年に起きた相模川対岸の須賀湊（現・平塚市）との廻船業の権益を巡る争論です。この争論において、柳島村は自らが持つ廻船の運航能力（「網船五艘・海船六艘・水主百余人」）を具体的に示し、須賀湊と柳島湊は一体の「合湊」であると主張した。最終的に幕府は柳島側の主張を認め、馬入川の渡船役を共同で担うことを条件に、柳島湊での廻船業を公認した。この一件は、藤間家が単なる一介の商人ではなく、幕府との交渉を通じて地域の経済的権益を確保しうる、高度な政治力と交渉能力をも備えた存在であったことを明確に示している。この経済的・政治的基盤こそが、次代の文化的な活動を支える礎となったのである。

(4) 文人名主・藤間柳庵の文化遺産とその学術的価値

藤間家の文化的な価値を象徴する人物が、13代当主の藤間柳庵（とうまりゅうあん、1801-1883）である。柳庵は、名主としての行政手腕と廻船業の経営能力に加え、学問と芸術に深い造詣を持つ「文人名主」として知られている。

柳庵の功績の中でも特筆すべきは、嘉永 6(1853)年のペリー来航から明治 5(1872)年に至る激動の時代を記録した全 7 編の編年史『太平年表録』の編纂である。この記録の価値は、柳庵が単なる伝聞だけでなく、自らの足で現地に赴き、見聞した事実を克明に記している点にある。特に、ペリー艦隊が来航した際には浦賀まで出向いてその様子を観察し、安政の大地震の際には江戸市中の被害状況を詳細に記録するなど、その内容は極めて具体的かつ臨場感に溢れている。『太平年表録』は、大名や幕臣といった支配者層の視点ではなく、地域の指導者であり、情報網と行動力を持つ一民間人の視点から幕末維新期を活写した稀有な記録であり、日本史研究における第一級の歴史資料として高く評価されている。

さらに柳庵は、優れた文化人・収集家でもあった。彼は江戸の書家・秦星池に師事し、自らも優れた書を残すとともに、当時の大衆文化の華であった浮世絵の熱心な収集家でもあり、400 点を超える浮世絵コレクションは、その大半が歌舞伎の舞台や人気役者を描いた「役者絵」で占められており、柳庵が江戸の文化動向に深い関心と理解を持っていたことを示している。茅ヶ崎市美術館に収蔵されているこのコレクションは、近世における有力商家の文化享受の実態を具体的に示す貴重な資料群である。

表 1 藤間家の主な歴史

時代区分	藤間家の活動・建造物及び工作物	柳島湊と地域の動向
江戸中期	柳島村名主を世襲、廻船業を営む	相模川舟運の拠点、年貢米・材木等の集散地となる
江戸後期	400 石船「観音丸」「不動丸」等を所有 ・旧主屋（M5 家相図に記載） ・土蔵 ・石垣 ・井戸	対岸の須賀湊との間で廻船業の権益を巡る争論が起こる
幕末	藤間柳庵（13 代）、ペリー来航を実見し『太平年表録』に記録。浮世絵等を蒐集	柳島湊は江戸への物資輸送で繁栄を続ける
明治～大正 12 年	・主屋の前身建物（離れを含む）	
大正 12 年（1923）	・土蔵倒壊 ・主屋の前身建物倒壊 ・納屋（倒壊家屋の転用材利用）	関東大震災により旧宅が半壊
昭和 7 年（1932）～	藤間善一郎（大学卒業後、農商務省・キリンビール勤務）が西村建築株式会社設計の主屋を建設 ・主屋 ・稲荷 ・花壇 ・石畳 ・門柱 ・物置 ・クロマツ、アカマツ、ウメ	周辺地域は農村的景観が残る
昭和 41 年（1966）～	敷地内に私設の「藤間資料館」を開館 ・資料室 ・図書室 ・学習室	－
平成 29 年（2017）	住宅主屋及び敷地を茅ヶ崎市に寄贈	周辺は住宅地へと変貌

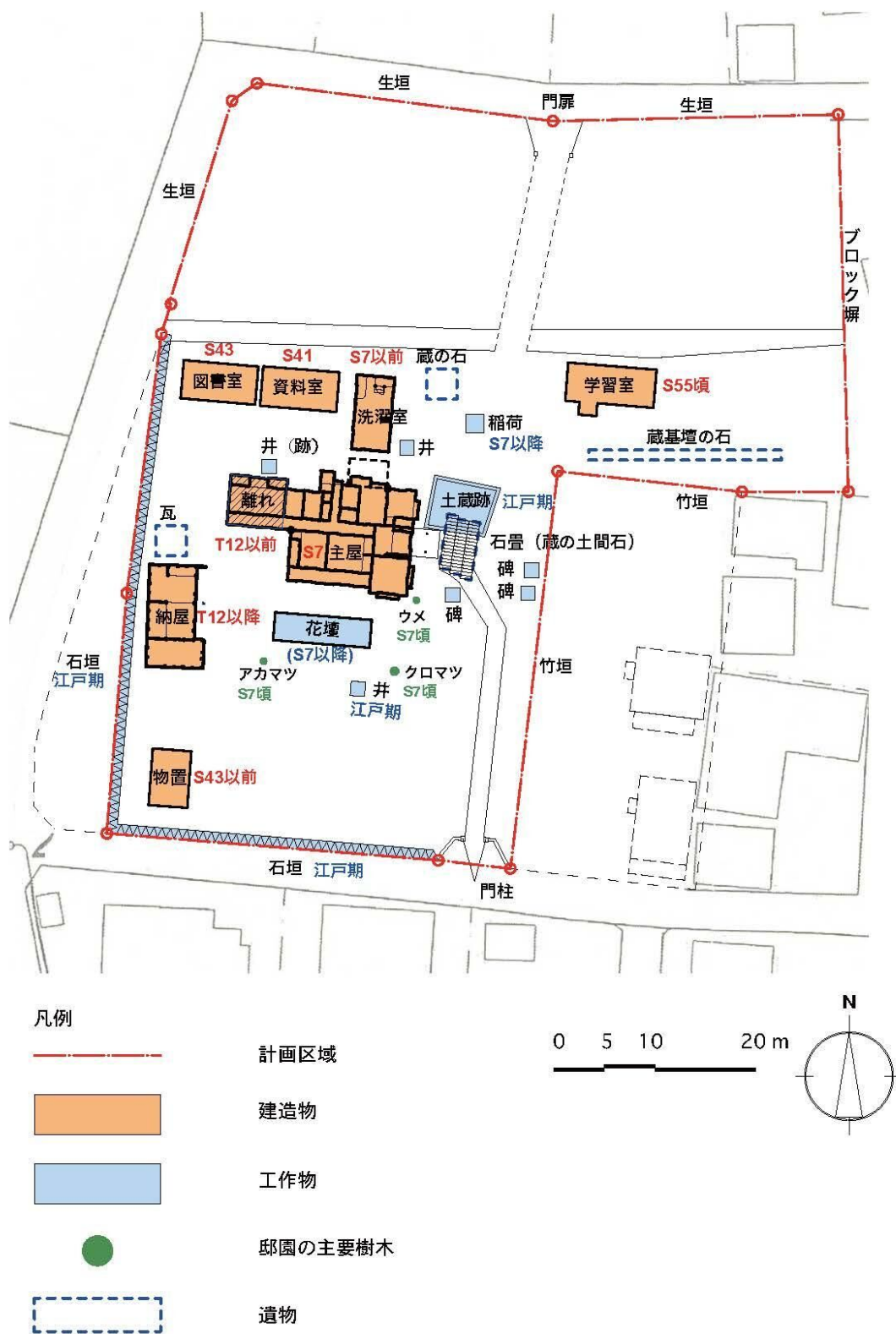


図 3 藤間家住宅敷地内の建造物、工作物（建設年代）

(5) 建造物の価値

昭和7(1932)年に竣工した藤間家住宅主屋は、日本の住宅史、特に大正から昭和初期にかけての住宅近代化の潮流を理解する上で、重要な建築作品である。

ア 時代背景

大正初期から昭和初期にかけて、大正デモクラシーの気運の中、都市部の中流階級を中心に、西洋風の合理的で快適な生活様式を目指す「文化生活」という考え方が広まった。この思潮は住宅にも大きな影響を与え、旧来の家父長的な権威や接客儀礼を重んじる間取りから、家族の団欒や個人のプライバシーを尊重する新しい住宅形式が求められるようになった。

こうした中で流行したのが、伝統的な和風住宅に洋風の応接室等を設ける「洋館付き住宅」と呼ばれる建築様式である。洋間は、所有者の近代的教養を象徴する空間であり、対外的な接客の場や主人の書斎などとして機能した。一方で、家族の日常生活は使い慣れた和室で営まれるという、和洋併設の生活スタイルがこの様式によって中流階級を中心として日本中の多くの住宅に広がった。藤間家住宅は、この「洋館付き住宅」の系譜に連なるものであるが、その中でも際立って洗練された意匠を持つ作例として位置づけられる。

イ 設計者・西村伊作の理念と施主・藤間善一郎の近代性

本住宅の設計を手がけたのは、建築家であり、教育家、生活文化研究家でもあった西村伊作(1884-1963)が主宰する西村建築株式会社である。西村は、日本の伝統的な住宅が「亭主の見栄や家の対面のため」に作られていると批判し、家族全員が健康で快適に暮らせる「楽しき住家」という理念を提唱した、住宅近代化運動の旗手であった。

この先進的な建築家を選んだ施主が、藤間善一郎であったことは、本住宅の価値を考える上で重要である。善一郎は、柳島の名家の跡継ぎでありながら、大学で専門教育を受け、農商務省の技手、そしてキリンビール株式会社の研究部に勤務した、近代的な知識人・サラリーマンであった。彼が勤めた農商務省は、まさに大正期に住宅改善を含む生活改善運動を推進していた官庁の一つであり、善一郎が西村の理念に深く共鳴していたことは想像に難くない。藤間家住宅は、進歩的な建築家と、その思想を理解し実現するに足る教養と経済力を持った施主との、理想的な協業によって生み出された作品といえる。

ウ 意匠の特質と独自性

藤間家住宅主屋が建築史的に高く評価される理由は、卓越した意匠の統合性にある。多くの「洋館付き住宅」が、和風家屋に洋風の箱を無造作に付け足したような印象を与えるのに対し、本住宅では和と洋の要素が高度に、かつ象徴的に一体化されている。

その顕著な特徴が、二つの異なる表情を持つファサードである。来客を迎える応接間を含む東面は、洋風の「イギリス式下見板張」で仕上げられ、一方で家族の生活空間を構成する他の三面は、伝統的な「簾子下見板張」で仕上げられている。この意匠的な構成は、単なるデザイン上の遊戯ではなく、施主である藤間善一郎が持つ二重のアイデンティティ、すなわち「伝統的な地方名家の継承者」としての一面と、「近代的な教育を受けた専門職業人」としての一面を、建築の言語で見事に表現したものであると考えられる。洋風のファサードは、新しい時代の同僚や知人と交流するための「公（パブリック）」の顔であり、和風のファサードは、伝統に根差した家族の暮らしを包む「私（プライベート）」の顔として機能する。

内部空間も、玄関から東西に伸びる廊下が、南側の座敷空間と北側の居室・台所・浴室・便所といった生活空間を機能的に分離する、近代的な「中廊下型」平面構成が採用されており、接客や冠婚葬祭の為の公の機能と家族の生活機能が巧みに区別されている。

このように、藤間家住宅は、20 世紀初頭の日本人が直面した「近代的であること」と「日本的であること」をいかに両立させるかという課題に対し、建築という媒体を通じて与えられた、設計者である西村伊作の洗練された解答の一つとすることができる。

表 2 西村伊作による各住宅の特質

特徴	藤間家住宅主屋（茅ヶ崎市，1932 年）	久野家住宅（愛山居）（愛知県東海市，1925 年）	西村伊作記念館（旧西村家住宅）（和歌山県新宮市，1914 年）
コンセプト	都市中間層の知識人向け住宅	郊外の文人向け住宅	建築家の自邸、生活改善思想の実践の場
平面形式	中廊下型（公私・サービス空間の分離）	和洋折衷（1 階和室、2 階洋室中心）	居間中心型（家族の団欒を重視）
外観意匠	和洋対比の二面性（イギリス式下見板張＋簷子下見板張）、鉄板葺	ドイツ壁と下見板張の組み合わせ、スレート葺、半円形の屋根窓	スイス・シャレー風、擬じシングルと塗り壁、棧瓦葺
内部空間の特徴	玄関脇の洋風応接間、中廊下による動線分離	1 階の三連アーチを持つテラス、2 階の家族用リビング、格天井のサンルーム	玄関から直接入る広々としたホールと居間、寄せ木の床、デザインされた家具

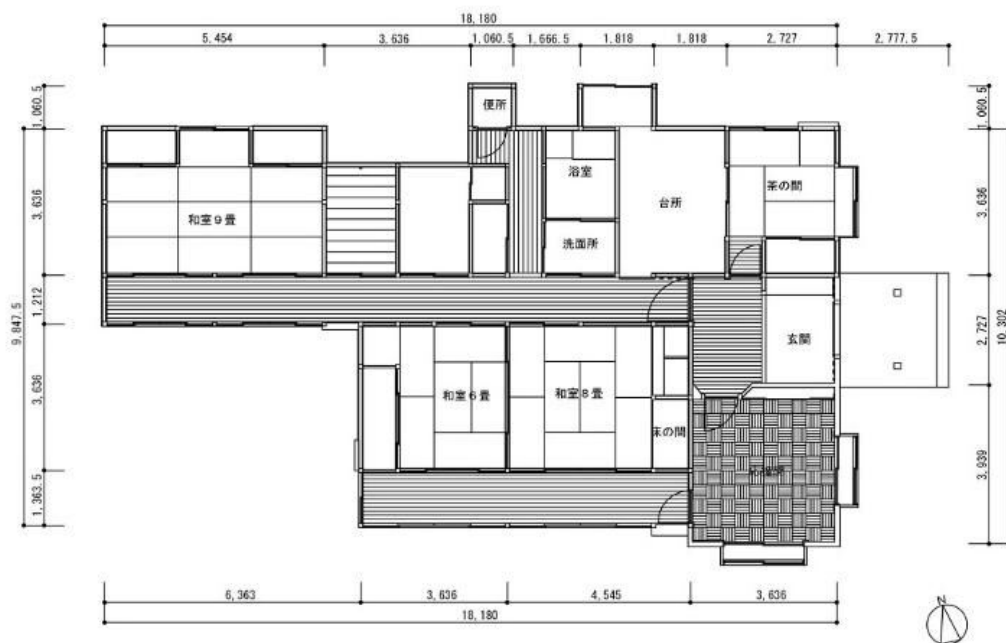


図 4 平面図



図 7 東立面図



図 6 断面図

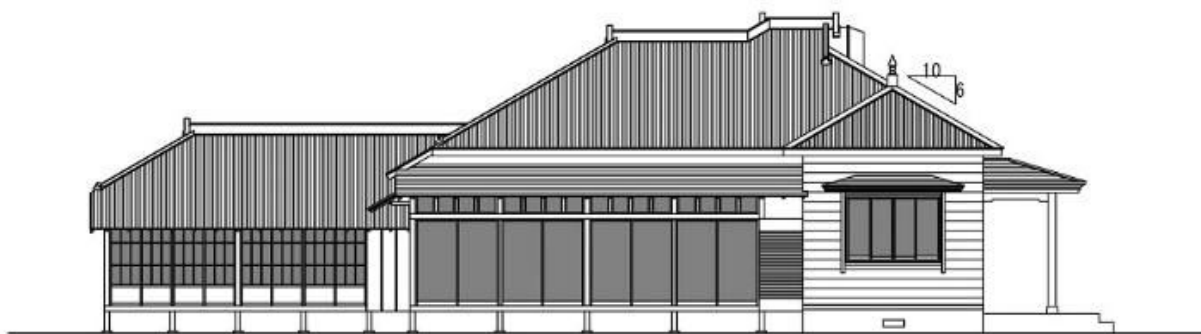


図 5 南側立面図

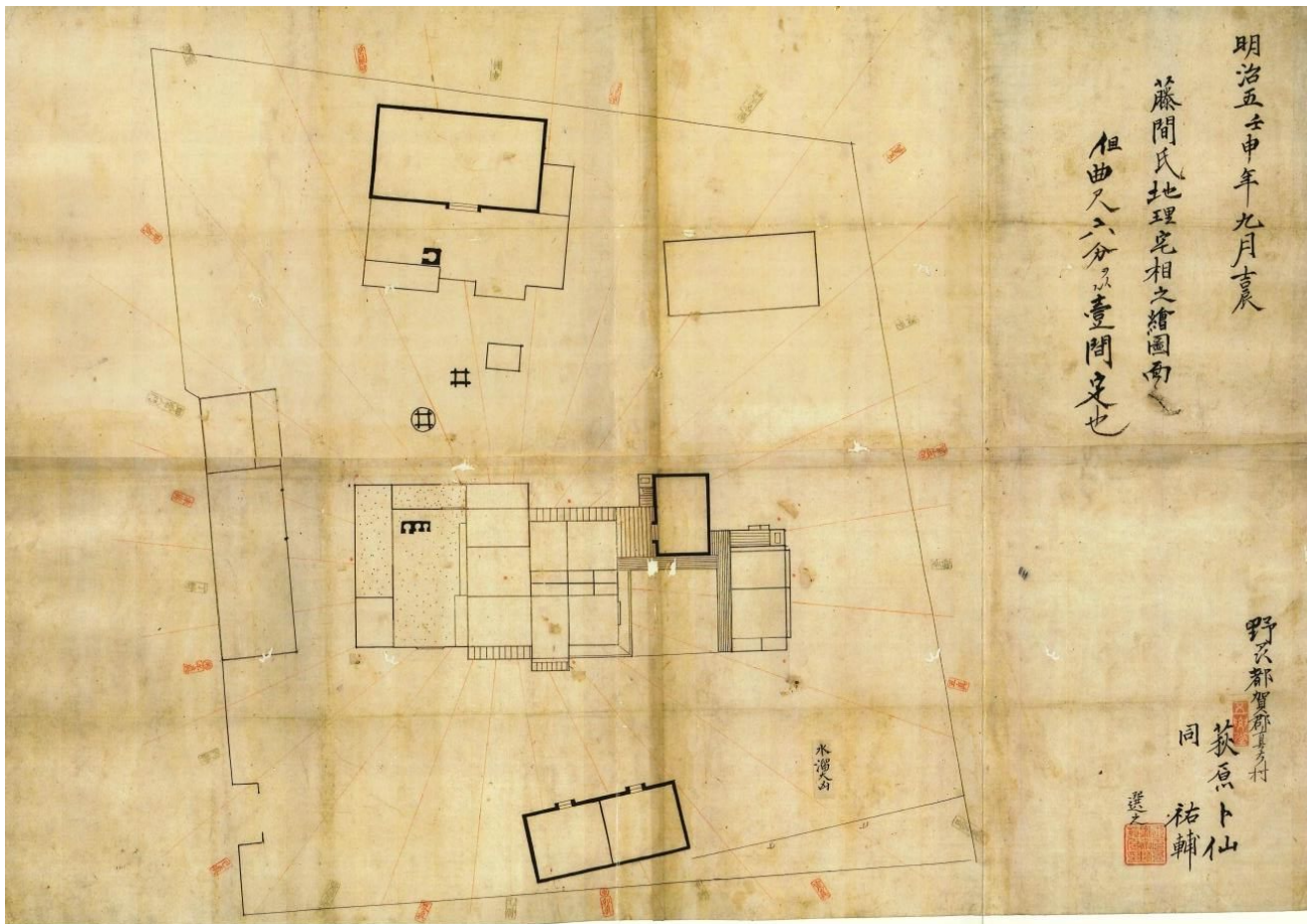


図 8 明治 5 年家相図

(6) 敷地全体の歴史的・景観的・生態学的価値

藤間家住宅の価値は、主屋の建物だけに限定されるものではない。江戸時代から続く屋敷林を含む敷地全体が、歴史的景観と都市における貴重な緑地としての価値を併せ持っている。

明治期に作成された家相図が残り、近世から近代の時代の家屋と屋敷構えの変遷を知ることができる重要な手掛かりとなっている。

敷地内には、文人名主・藤間柳庵が植えたと伝えられるクロマツをはじめ、タブノキ、サクラ、シュロといった樹木が群生し、都市化が進んだ現代の茅ヶ崎において、良好な緑地環境を形成している。この屋敷林は、単に景観を美しくするだけでなく、生物多様性の保全にも寄与している。特に、市内では希少となったモクレイシや、市内最大級のニッケイ（シナモン）の木が生育していることは、生態学的な観点からも特筆すべき点である。

この緑豊かな景観は、敷地内に存在する多様な歴史的要素、すなわち近世商家の屋敷跡、文人名主の文化遺産、そして近代住宅を物理的に統合し、藤間家が歩んだ「半農半漁の営みから、近世の商家を経て、近代の都市中流階級の生活へ」という時代の移り変わりを伝える、重層的な歴史景観を創出している。この景観の保全は、建造物の保存と並行して進めるべき重要な課題といえる。



写真 2 昭和 27(1952)年当時の柳島地区と藤間家



写真 3 令和 6(2024)現在の藤間家

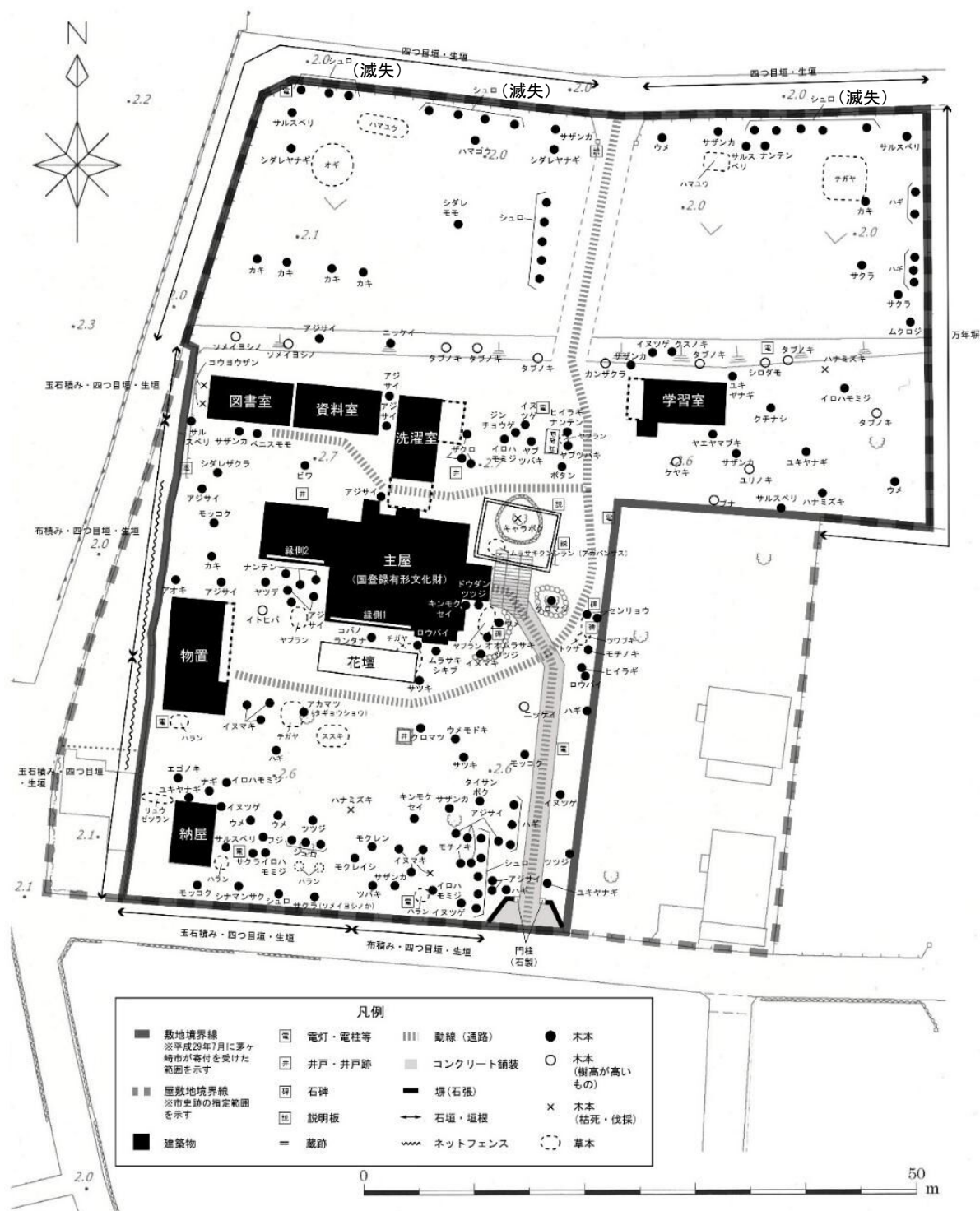


図 9 藤間家住宅主屋敷地内の構成図

1-3 文化財保護の経緯

(1) 保存事業の履歴

表3のとおり、昭和7(1932)年11月の竣工以降、本市に寄贈されるまで藤間家の居宅として使用され、建具の一部改変、台所土間の改修等が見られるものの、竣工当時の様相をきわめて良く維持している。平成23(2011)年以降、藤間家住宅主屋の建築的価値を明らかにする調査が行われ、後に国登録有形文化財に登録され、平成29(2017)年に藤間家から市に寄贈された。

なお、平成19(2007)年に敷地西側部分の石垣が庭木の根により亀裂を生じた際に、当時の当主から補修に関して本市教育委員会に相談があり、平成19(2007)年から23(2011)年にかけて、敷地内の埋蔵文化財を確認する調査を行っている¹⁾。

表3 保存事業の履歴

年	内容
昭和7(1932)年	同年11月、藤間家住宅主屋を竣工。その後藤間家代々の居宅として使用。
昭和59(1984)年	神奈川県文化財調査報告第44集に掲載される。
平成11(1999)年	同年4月号の日本建築学会の機関誌「建築雑誌」の「日本近代建築総覧(新版)追補」に掲載される。
平成23(2011)年	茅ヶ崎市と「茅ヶ崎の文化景観を育む会」の協働推進事業の一環として、藤間家住宅主屋の建築的価値を明らかにする調査を実施
平成25(2013)年	・平成23年の調査報告を文化資料館調査研究報告(22)に掲載 (執筆 水沼淑子) ※計画区域については、同年3月に「藤間家(近世商家)屋敷跡」を市指定史跡として指定
平成27(2015)年	同年3月、登録有形文化財(建造物)に登録
平成29(2017)年	同年7月、藤間家住宅主屋を含む「藤間家(近世商家)屋敷跡」の大部分を藤間家より市に寄贈
平成30(2018)年	同年4月、「民俗資料館 旧藤間家住宅」として開館

(2) 活用履歴

藤間家住宅主屋寄贈後の活用の実績は、表 4 のとおりである。主屋は耐震性の不足のおそれがあるため、主屋内は、見学会等限定した機会かつ短時間で公開している。

また、縁側等を活用し、藤間家に関連する歴史・民俗資料の展示や浮世絵（レプリカ）の展示を行っている。

令和 2 (2020) 年 3 月以降は、新型コロナウイルス感染症のまん延により、見学会は開催せず、動画配信や製作した VR を活用した公開普及に取り組んでいる。令和 5 (2023) 年度以降は、茅ヶ崎市博物館による自然観察会や資料の展示、近隣小学校や大学等による学校教育利用、市民団体等と協力した敷地管理などが行われている。

表 4 活用履歴

年度	内容
平成 30 (2018) 年度	4 月 民俗資料館「旧藤間家住宅」として、金・土曜日にその敷地を一般公開（建造物内は、耐震性の不足のおそれがあるため原則非公開）。
	7 月・10 月 藤間家住宅主屋内の見学会開催
	3 月 社会教育講座「気軽にフランス講座」開催
令和元 (2019) 年度	6 月 藤間家住宅主屋内の見学会開催
	6～7 月 ミニ展示「藤間家伝来の民具」開催
	10 月 ミニ展示「藤間家の祝い具膳」
	11 月 藤間家住宅主屋内の見学会開催
令和 2 (2020) 年度	同年 11 月に敷地内の一部及び主屋応接室を使用し、次の講座を動画配信。 華やかなスペシャルティコーヒーをおうちで簡単に ー民俗資料館「旧藤間家住宅」よりー
令和 5 (2023) 年度	4～7 月 博物館サテライト展示「大正昭和期の道具展」
令和 6 (2024) 年度	8 月 ワークショップ「藤間家で虫を探そう」
	9～12 月 神奈川大学建築学部による、藤間家実測調査演習 再生活用プロジェクト実施
令和 7 (2025) 年度	5 月 自然観察会「藤間家の自然」（雨天中止）

1－4 保護の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

ア 保存の現状

敷地内には、国登録有形文化財に登録された藤間家住宅主屋に加え、図書室、資料室、洗濯室、学習室、物置及、納屋の 7 つの建造物がある。

また、敷地全体が市の史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」に指定され、その管理は市が行っている。

藤間家住宅主屋は、基本設計を西村建築株式会社（開設者：西村伊作）が行い、昭和 7 (1932) 年に藤間善一郎氏の自邸として建設され、本市に寄贈されるまでの間、藤間家の住居として使用されていた。建具の一部改変、台所土間の改修等が見られるものの、外観・内観ともに創建当時の様相を良く維持している。

敷地全体については、藤間家の生活の移り代わり、すなわち、江戸時代中期に廻船業を主とした近世商家として、明治後期から農業を主として、大正後期からは都市中流階級のように生業が移行してきたことにより、屋敷の景観は変化しているものの、広大な屋敷構え（市指定史跡）には多くの遺構が残り、生活景観の変遷が記憶されている。

イ 課題

全体として、比較的良好な保存状態ではあるものの、藤間家住宅主屋については耐震性等の不足が想定される。

近年の破損復旧としては、平成 30(2018)年に発生した台風 24 号により、屋根の一部がはがれ、部材が敷地内に落下した。落下した部材に大きな破損は見られなかったため、回収した部材を活用し修繕を行った。また、藤間家住宅主屋南西側に位置する納屋の屋根部材が敷地外に落下したが、大きな破損はなく、修繕で対応した。さらに敷地内の樹木の倒木や枝折れの被害が生じたため、除去を行った。

建造物における課題として、耐震性や外装材の強度不足は、地震、台風等の自然災害に対する脆弱性が明らかであり、屋根材の破損から雨水が浸入すれば、木材の腐朽や蟻害を誘発し、さらなる構造劣化を招く恐れがある。現在、文化的価値は保っているものの、藤間家住宅主屋の保存、敷地内の景観保全及びその活用の視点から、耐震補強や修繕を早期に行う必要があることは明確である。

敷地全体の課題としては、樹木の立ち枯れ、倒木などが発生することがあるため、剪定などの管理が重要であるが、労力と費用がかかる上、記念物としての価値が高い樹木の取り扱いに熟慮が必要である点があげられる。

また、敷地内に残る遺構（工作物や遺物）については、適切な保存処理と解説等の案内が不十分な状況が続いており、対策が急がれる。

(2) 活用の現状と課題

活用については、平成 29(2017)年に市に寄贈された後、平成 30(2018)年 4 月より民俗資料館「旧藤間家住宅」として、金・土曜日にその敷地を一般公開している。また、外部から見学できるように縁側、和室を利用し、収蔵資料のミニ展示会や動画配信による講座等を開催している。

しかしながら、藤間家住宅主屋は、耐震性の不足が想定されるため屋内は原則非公開としており、日時限定で主屋内の見学会を開催しているものの、市民等に充分にその価値を伝え、教育活動等に利活用できる状態にはない。

1-5 計画の目的と基本方針

藤間家住宅主屋は、近代の茅ヶ崎における住宅や暮らしを記憶する重要な建造物であることに加え、敷地は江戸期の近世商家だったことを偲ばせる屋敷跡であり、江戸期から近代の茅ヶ崎を語るに欠かせない重要な地域遺産である。

本計画は、国登録有形文化財（建造物）「藤間家住宅主屋」及び、その建物が建つ市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」を含む敷地全体を、茅ヶ崎市の歴史と文化の一端を体現する貴重な遺産として一体的に捉え、その価値を未来に確実に継承することを目的とする。同時に、市民の郷土学習及び文化創造の拠点として積極的に活用するため、その保存管理と活用の基本方針を次のとおり定めるものである。

(1) 近代茅ヶ崎を伝える藤間家住宅主屋の保存と適正な管理

藤間家住宅主屋の状態を調査し、未来に継承するために必要な耐震補強等の必要な対策を講じる。また、藤間家住宅主屋とその敷地の景観を保全するための対策を講じる。尚、改修前には、建造物等の現状記録を留めるため、図面・写真等の調査記録を作成する。

(2) 藤間家住宅主屋の文化財価値と周辺の文化財と連携した公開活用事業の推進

市民・利用者の学習や憩いの場として、藤間家住宅主屋を活用する。また、主屋が位置する海岸エリアにある国登録有形文化財である「旧南湖院第一病舎」や「旧氷室家住宅主屋」等、近代茅ヶ崎を語るに欠かせない建造物と事業連携し、文化創造の場としての活用も図る。 ※加筆予定

1-6 計画区域

図8のとおり、計画区域は、藤間家住宅主屋も含む「民俗資料館 旧藤間家住宅」の敷地とする。

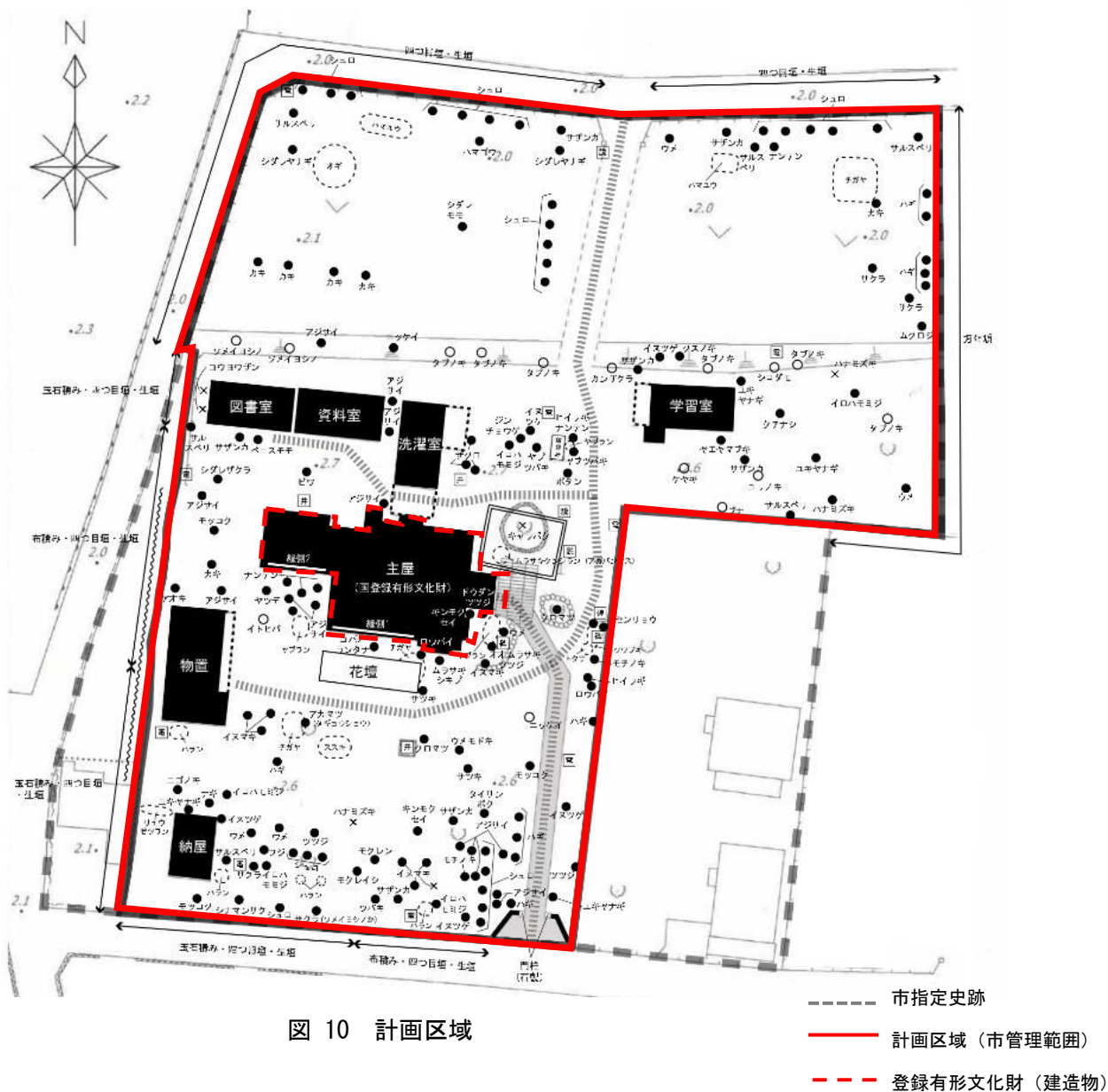


図 10 計画区域

1-7 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 年 月 日より発効し、地域や関係機関の協力を得ながら実施して行く。
 尚、本計画は、おおむね10年毎に見直しを行い、必要な施策を行っていくものとする。

1－8 計画の構成

本計画では、以下の5項目について定める。

(1) 保存管理計画

- ・保存状況の把握
- ・保存すべき部分、部位と保存の方針
- ・日常管理計画、修理計画、整備計画

(2) 環境保全計画

- ・現況の把握
- ・環境保全の基本方針
- ・区域の区分、保全方針
- ・建造物、工作物、等の区分、保護の方針
- ・防災上の課題と対策
- ・施設、設備等の整備計画

(3) 防災計画

- ・防火防犯対策
- ・耐震対策
- ・耐風対策
- ・その他の災害対策

(4) 活用基本計画

- ・公開活用の基本方針
- ・活用基本計画
- ・実施に向けての課題

(5) 保護に係る諸手続

- ・文化財保護法及び関係法令に基づき必要な届出、協議等の手続

2 保存管理計画

2-1 保存状況

(1) 藤間家住宅主屋（国登録有形文化財）の保存状況

ア 概要



竣工年：昭和 7(1932) 年 11 月

構造・規模：木造平屋建、鉄板葺

建築面積：151 m²

活用状況：民俗資料館（ただし、
建造物内は原則非公開）

イ 機能と意匠

竣工以降、藤間家の住居として使用されてきた。建具の一部改変、台所土間の改修等が見られるものの、外観・内観ともに竣工当時の様相を良く維持している。昭和 7（1932）年の竣工以来、所有者であった藤間家によって住居として使用され、平成 29（2017）年に茅ヶ崎市に寄贈から現在に至るまで、その基本的な構造と意匠が良好に維持されてきた。西村伊作の設計思想を色濃く反映した「洋館付き住宅」としての本質的な価値は高く保たれている。尚、部位別の保存状況の概要は表 5 のとおりである。

玄関南側に洋間を配す「洋館付き住宅」であり、洋間南面及び東側のファサードをイギリス式下見板張の洋風意匠とし、その他の部分は簾子下見板張の和風意匠となっている。洋館付き住宅は、大正から昭和初期に、都市中流階級の住宅に多く普及した様式であり、和と洋の外観を明確に区別、またはいずれかの外観に統一するものが多いが、藤間家住宅主屋の外観は洋間南面及び東面（玄関、茶の間を含む）が洋風、それ以外を和風としており、内部の機能に関わらず、外観をデザインするという点で類例の少ない意匠となっている。

平面構成は、玄関ホールから西に延びる中廊下を隔て、北側に茶の間、台所、浴室、便所等生活空間を、南側には洋室の応接間、客間等の接客空間の座敷を配す構成で、大正から昭和初期に見られる中廊下式住宅の典型的特徴を有している。

表 5 部位別構造・意匠と保存状況

部位	構造・意匠と保存状況
基礎	コンクリート布基礎、自然石基礎。地盤面から床までの高さが十分確保されており、床下の通気が良い。洋室床下部分軸部に腐朽が見られ大きな不陸が生じており内壁にクラックが入っている
軸部・小屋組	木造和小屋。全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良いが、屋根の破損の影響で、居宅内に一部雨漏りが生じている。梁部に蟻害や腐朽が生じている
軒	軒先部材の塗装が一部はがれているが、状態は概ね良好。
屋根	和館部分と洋館部分は一体的寄棟造（一部入母屋造）屋根で構成される。玄関ポーチ部分の屋根は、寄棟銅板葺。 状態は概ね良好であるが、平成 30 年(2018)の台風 24 号により、一部屋根が破損、一部雨漏りの痕跡がある。
外壁	東面及び洋間南面はイギリス下見板張、その他の部分は簾子下見板張（一部波板鉄板張）の和風意匠。外壁の塗装が一部はがれているが、状態は概ね良好（写真 6）。
その他造作等	建具の一部改変、台所土間の改修等が見られるものの、外観・内観ともに創建当時の様相を良く保全している。



洋室の不陸



応接間の壁面に入るクラック



7(1992)年の創建以降、本市に寄贈されるまで藤間家の住居として使用され、建具の一部改変、台所土間の改修等が見られるものの、外観・内観ともに創建当時の様相を良く維持している。そのため、「1－5



梁の蟻害又は腐朽

計画の目的と基本方針」に従い、現存の藤間家住宅主屋の保護の方針を次のとおりとする。尚、部分ごとに保護の方向も異なるため、「保存部分」、「保全部分」、「その他部分」の3つに区分し、(1)～(3)に従い保存を進める

(1) 保存における基本方針

- ・昭和初期から現代までの生活空間を活かして活用する
- ・保存修理によって建物を健全な状態にする
- ・主要構造部をはじめ造作、家具、建具等について
建築時の意匠・雰囲気損なわないように修理・集景を行う

(2) 保存年代の設定

- ・主屋は、当初の骨格・間取りが大きく改変されておらず、昭和7年の建築時を復原年代とする

建築物等	保存の方針	改修にあたっての対応
藤間家 住宅主屋	○主要な構造及び外壁等の部材：材料そのものの保存を原則とする。劣化が著しく、活用にあたり安全上支障をきたすと判断される場合でも、創建当初の意匠・雰囲気を損なわないよう、伝統的な技法を用いて慎重に修理・補強を行う。 ○内装、建具等：創建当初と判断できる部材は、形状、材質、仕上、色彩等を保原則とする。修理が必要な場合は、創建時の仕様を損なわないよう意匠にも配慮し修理を行う。	○改修に先立ち、建物の現状を精密に調査し、詳細な図面、写真、デジタルデータとして記録保存することにより、将来の修理・復原においても、正確な根拠に基づいた対応を可能とする。

(3) 部分の設定

○「部分」（部屋などの大きな範囲）を「部位」（部材などの小さな範囲）を区分して保存方針を示す

- ・将来の設計・工事において新たな痕跡や破損が判明した場合は、設定を見直す。
- ・間取りは現状維持を基本方針とする
- ・痕跡（構造・仕様の痕跡など）について：修理・整備のために部材の取替えが必要な場合、可能な限り現状を維持する方法を検討する。
- ・取替え等が避けられないと判断された場合は、現状を記録する。

①保存部分

○文化財としての価値を守るために保存する部分。

- ☐建設当初の仕様を残し、文化財としての価値の中核をなす部分。外観、間取り、主要構造部を含む。
- ☐改修が少ない部分。
- ☐通常望見できる外観。
- ☐復旧する部分を含む。
 - ・原則として現状維持とする。
 - ・耐震診断結果により、構造補強が必要になる場合は、可能な限り建物を傷めない方法や可逆性に配慮した代替案をよく検討する。
 - ・修理にあたっては、既存部材を可能な限り傷めずに再利用し、形状、材質、仕上、色彩等を忠実に維持する。
 - ・後世の改変によって創建時の姿が損なわれている場合でも、明確な根拠（創建時の図面や写真など）が存在し、専門家の合意が得られる場合に限り、復元的措置を検討する。

②保全部分

○改修されているが変遷を伝えるために必要な部分で大規模な改変を行わない部分

- ☐建物の機能を維持するために今後も保全が必要とされる部分。
- ☐比較的近年に改修された部分。
- ☐復旧する部分を含む。
 - ・原則として現状維持とする。
 - ・耐震診断結果により、構造補強が必要になる場合は、可能な限り建物を傷めない方法や代替案をよく検討する。
 - ・活用上、整備が必要と考えられるものは、必要性や仕様等を協議し決定する（例：建付けの悪い雨戸等）。
 - ・形状や配置は維持しつつ、意匠に配慮した材料や質の変更は許容する。
 - ・機能性が著しく低下した設備等については、更新可能。
 - ・復元可能な部位については、将来的な復元も視野に入れて修理を行う。

③その他部分

○改修がされた部分で活用や耐震補強のために改変が許容される部分。

- ☐比較的近年に著しい改修がされた部分。
- ☐特に安全性の確保や活用のための利便性向上が求められる部分。
 - ・文化財としての意匠や構造に影響を与えない範囲で、更新・改修を許容する。
 - ・計画的な更新を行い、意匠に配慮して安全性、快適性確保のための環境整備を行う。
 - ・変更する際は意匠に配慮する。

表 6 部分の設定と保存の方針

	設定	保存の方針
■ 保存部分 文化財としての価値を守るために保存する部分	☐ 建設当初の仕様を残し、文化財としての価値の中核をなす部分。外観、間取り、主要構造部を含む。 ☐ 改修が少ない部分。 ☐ 通常望見できる外観。 ☐ 復旧する部分を含む。	・ 原則として現状維持とする。 ・ 耐震診断結果により、構造補強が必要になる場合は、可能な限り建物を傷めない方法や可逆性に配慮した代替案をよく検討する。 ・ 修理にあたっては、既存部材を可能な限り傷めずに再利用し、形状、材質、仕上、色彩等を忠実に維持する。 ・ 後世の改変によって創建時の姿が損なわれている場合でも、明確な根拠（創建時の図面や写真など）が存在し、専門家の合意が得られる場合に限り、復元的措置を検討する。
■ 保全部分 改修されているが変遷を伝えるために必要な部分で大規模な改変を行わない部分	☐ 建物の機能を維持するために今後も保全が必要とされる部分。 ☐ 比較的近年に改修された部分。 ☐ 復旧する部分を含む。	・ 原則として現状維持とする。 ・ 耐震診断結果により、構造補強が必要になる場合は、可能な限り建物を傷めない方法や代替案をよく検討する。 ・ 活用上、整備が必要と考えられるものは、必要性や仕様等を協議し決定する（例：建付けの悪い雨戸等）。 ・ 形状や配置は維持しつつ、意匠に配慮した材料や質の変更は許容する。 ・ 機能性が著しく低下した設備等については、更新可能。 ・ 復元可能な部位については、将来的な復元も視野に入れて修理を行う。
■ その他の部分 改修された部分で活用や耐震補強のため改変が許容される部分	☐ 比較的近年に著しい改修がされた部分。 ☐ 特に安全性の確保や活用のための利便性向上が求められる部分。	・ 文化財としての意匠や構造に影響を与えない範囲で、更新・改修を許容する。 ・ 計画的な更新を行い、意匠に配慮して安全性、快適性確保のための環境整備を行う。 ・ 変更する際は意匠に配慮する。

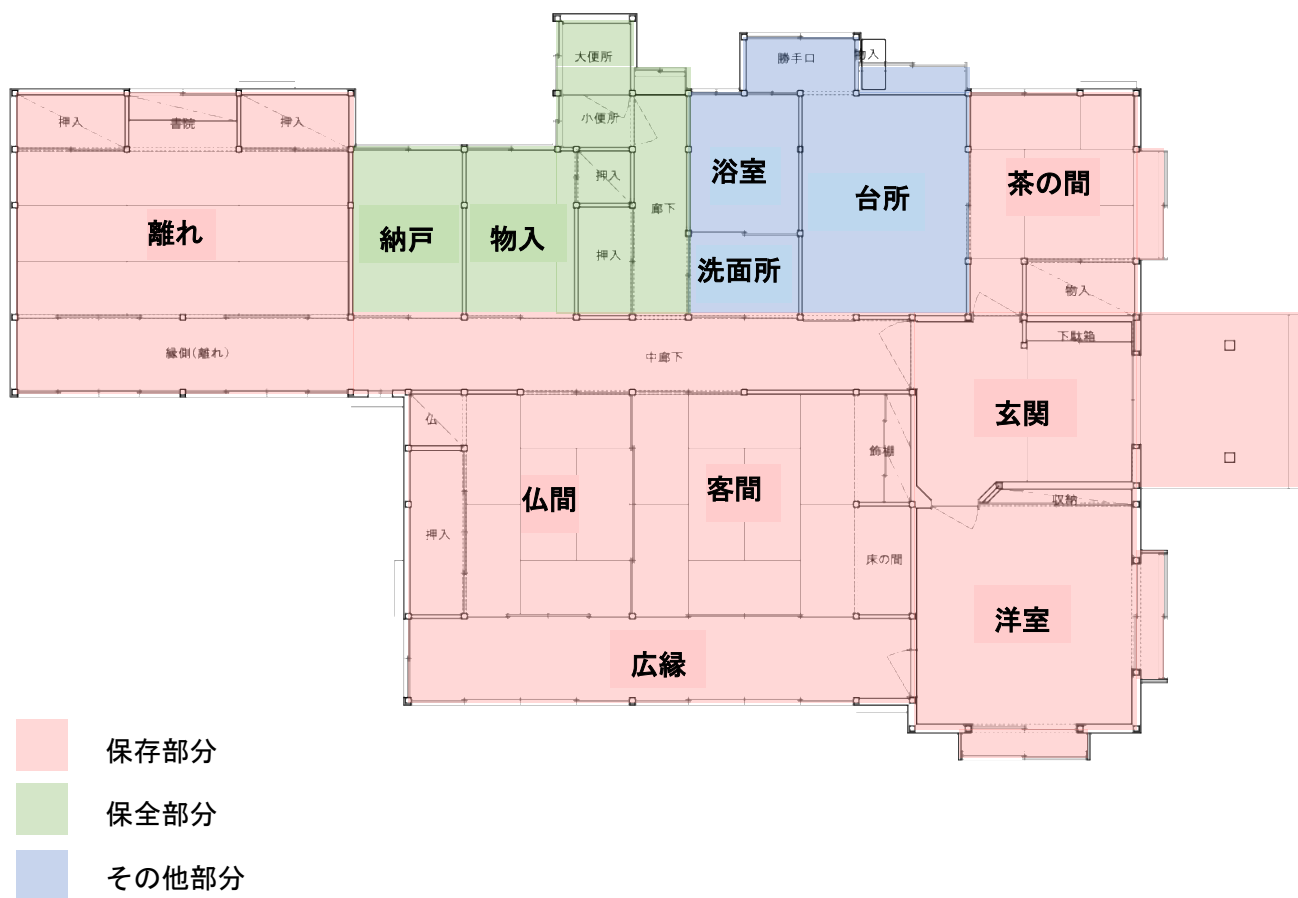


図 11 部分の設定平面図

(4) 部位の設定

- ・「部位」は、一連の部材など（室内の壁面・床面・天井面・窓及び窓枠等）を単位として設定される区分で、各部分は各部位によって構成される。
- ・「部位」の区分を、基準 1 から基準 4 に設定し、それぞれの当該建物箇所における適用箇所を示す。

表 7 部位の設定と保存の方針

基準 1	○当初の部材又は後年に改修された部材（昭和中期以降に改修された部材や新建材を除く）。 ○上記のうち、<u>主に建物の骨格となる部材（構造材）</u>。 基礎：布基礎・束石・靴石・沓脱石・コンクリート布基礎 軸組：土台・柱・梁・桁・差物 床組：根太・大引・束・貫 小屋：棟木・隅木・束・貫・母屋・垂木・腕木・出桁・軒桁 床：畳床 壁：土壁（小舞竹を含む）・漆喰壁（小舞竹を含む） 建具：障子・襖・板戸 天井：根太天井・竿縁天井・天井板 金物：釘隠し・引手金物（意匠性が高い物） 造作：欄間 ○上記のうち、<u>経年劣化による注意が必要になる部材（造作材）</u>。 風雨等にさらされ傷みやすい外部 屋根：鬼瓦・洋風立物・銅板葺き・波板鉄板葺き・化粧垂木・垂木裏板・軒天井・野地板・広小舞・鼻隠し・破風板・庇・出窓腕木・棟飾り 壁：下見板・簾子・押縁・水切り・土壁（小舞竹を含む）・漆喰壁（小舞竹を含む）・羽目板・柄振板・袖塀・堅板・袖板 建具：戸袋（木製）・面格子 金物：樋受金物 造作： その他： 日常的によく使われ機能維持が必要な部分 造作：敷居・荒床・畳寄・床寄・巾木・床板・窓枠・扉枠・鴨居・マグサ・床框・落し掛け・天井板・竿縁・廻縁その他： 神棚・仏壇・押板・玄関の上がり框 建具：ガラス框戸・木製雨戸・戸袋・腰板付ガラス框戸・木製框引違い戸・木製ガラス框戸地窓 その他：・棚	○部材自体を保存する。 ○破損により修補が必要な場合は、最小限の範囲とし、原則として同種材を使って修補を行う。
基準 2	○定期的に材料の取替えや補修が必要な部位。 屋根：屋根葺材（波板鉄板・平鉄板） 床：畳表・絨毯敷き 建具：障子紙・襖紙	○取替えや補修を行う場合は当初の仕様に従う。
基準 3	○改修された部位で、正当性、生活様式を保ちながら意匠にも配慮した部位。 新建材の床材・合板の壁・金物レール・波板トタンの屋根・アルミサッシ・アルミ製の雨戸や網戸・照明器具（和風）・コンクリート三和土・塩ビ製樋・ピクチャーレール・レコード収納棚・カーテン・蓄音機・置型家具・什器等	○変更する際は意匠と仕様に配慮する。 ※今後の耐震診断結果や活用内容により変更になる可能性がある。
基準 4	○新建材等、昭和中期以降に補加された部位。 照明器具・洗面器・シンク・換気口・排気管・給湯器・風呂のコンクリート・インターホン・ブレーカー・機械警備機器・消防設備機器 ○活用または補強のため変更が必要な部位。	○適宜取替えや補修を行う ※今後の耐震診断結果や活用内容により変更になる可能性がある。

表 8 部分と部位の設定と方針

部分 部位	設定	保存部分	保全部分	その他部分
		文化財としての価値を守るために保存する部分	改修されているが変遷を伝えるために必要な部分で大規模な改変を行わない部分	改修された部分で活用や耐震補強のため改変が許容される部分
基準 1 ○当初の部材。 ○後年に改修された部材（昭和中期以降に改修された部材や新建材を除く）。	方針	○部材自体を保存する。 ○破損により補修が必要な場合は、最小限の範囲とする。 ○破損により取替えが必要な部分は、原則、同種、同材、同寸法とする。	○部材自体を保存する。 ○破損により補修が必要な場合は、最小限の範囲とする。 ○破損により取替えが必要な部分は、原則、同種、同材、同寸法とする。	○部材自体を保存する。 ○破損により補修が必要な場合は、最小限の範囲とする。 ○破損により取替えが必要な部分は、原則、同種、同材、同寸法とする
基準 2 ○上記のうち定期的に材料の取替えや補修が必要な部位	方針	○取替えや補修を行う場合は当初の仕様に従う。	○取替えや補修を行う場合は当初の仕様に従う。	○取替えや補修を行う場合は当初の仕様に従う。
基準 3 ○昭和中期以降に改修された部位で正当性、生活様式を保ちながら意匠にも配慮した部位	方針	○変更する際は意匠と仕様に配慮する。 ※今後の耐震診断結果や活用内容により変更になる可能性がある。	○変更する際は意匠と仕様に配慮する。 ※今後の耐震診断結果や活用内容により変更になる可能性がある。	○変更する際は意匠と仕様に配慮する。 ※今後の耐震診断結果や活用内容により変更になる可能性がある。
基準 4 ○新建材、設備など昭和中期以降に改修された部位。 ○活用又は補強のため変更が必要な部位。	方針	○適宜取替えや補修を行う。	○適宜取替えや補修を行う。	○適宜取替えや補修を行う。

①外部 東面



図 12 部位の設定（東面）

表 9 部位の設定（東面）

部位	仕様	基準
外部床	洗い出し仕上げ（ポーチ） モルタル平場（犬走り）	基準 1 基準 1
基礎・束石	布基礎 束石	基準 1 基準 1
外部壁	南京下見板 漆喰塗り 漆喰塗壁（破風） 漆喰下がり壁（ポーチ）	基準 1 基準 1 基準 1 基準 1
軒天井	化粧野地板 漆喰塗（ポーチ）	基準 1 基準 1
屋根	波板鉄板 平葺鉄板	基準 2 基準 2
建具	木製ガラス框引違い戸 木製ガラス框開き戸 木製ガラス框欄間 アルミサッシ（4枚引違い）	基準 1 基準 1 基準 1 基準 3
その他	換気口格子 出窓：出窓側板 鉄製格子 化粧野地板 シーリングライト 洗い出し仕上柱 破風板 塩ビ製樋	基準 1 基準 1 基準 1 基準 1 基準 1 基準 1 基準 1 基準 3

②内部 洋室（保存部分）



図 14 部位の設定（洋室）

表 10 部位の設定（洋室）

部位	仕様	基準
床	ナラ パーケットフロア 一部絨毯敷き	基準1 基準2
巾木	木製巾木	基準1
壁	漆喰塗り	基準1
廻縁	漆喰塗りじゃばら	基準1
天井	漆喰塗り ランプ掛け: じゃばらサークル	基準1 基準1
建具	木製ガラス框引違い戸（ラワン）: 2箇所 木製框開き戸（ラワン） アルミサッシ（4枚引違い）: 2箇所	基準1 基準1 基準3
造作	敷居 鴨居 出窓: 本実板 側板スギ鏡板 天井スギ竿縁天井 家具: 造付書棚 木製ガラス框戸5枚引違い（すりガラス） 木製飾り棚	基準1 基準1 基準1 基準1 基準1 基準1 基準1 基準1
その他	ピクチャーレール レコード収納棚 カーテン 蓄音機 パッシブセンサー 火災報知器（煙）・	基準3 基準3 基準3 基準3 基準4 基準4

③内部 客間（保存部分）



図 15 部位の設定（客間）

表 11 部位の設定（客間）

部位	仕様	基準
床	畳	基準2
巾木	床寄せ	基準1
壁	砂壁	基準1
	砂壁(修補 床コ)	基準1
	砂壁+雲母(下がり天井)	基準1
廻縁	天井スギ廻縁	基準1
天井	竿縁吹寄せスギ板貼り(床コ)	基準1
	スギ板貼り(床コ左)	基準1
	スギ竿縁天井	基準1
建具	ガラス小窓付障子 鏡板	基準1
	障子・襖	基準1・基準2(障子紙・襖紙)
	細格子木製欄間	基準1
造作	床柱(天然絞り 面反 堅木)	基準1
	敷居	基準1
	鴨居	基準1
	付長押	基準1
	床板(ケヤキ)	基準1
	違い棚	基準1
	地袋	基準1
	天袋	基準1
	置型木製たんす×2	基準3
その他	火災報知器(煙)	基準4
	和風ペンダント照明	基準3

2-3 管理計画

○管理主体

- ・管理は、茅ヶ崎市博物館が主体となって実施

○日常的な維持管理

- ・定期的な除草・樹木の剪定・清掃を実施
- ・建物および敷地内の点検を実施
- ・点検内容・結果は茅ヶ崎市文化財審議会に報告
- ・必要に応じて審議会から助言を得て対応

○公開時の管理（見学会・イベント等）

- ・市民ボランティアの協力を得て実施

○破損等の被害発生時の対応

- ・現状を記録
- ・神奈川県・文化庁と協議のうえ、茅ヶ崎市文化財保護審議会の助言を得て対応
- ・現状変更等の手続きが必要な場合は、神奈川県・文化庁へ届出を提出し、指導を受ける

(1)管理体制

藤間家住宅主屋及びその敷地の管理運営は、文化財としての価値を確実に保全し、市民への教育普及という公的使命を果たすため、当面の間、茅ヶ崎市教育委員会による直営体制を継続する。

市直営により、修理完了後の初期段階開館後において、施設の運営基盤を確立し、文化財としてのブランド価値を構築することを目指す。この期間に、市職員（学芸員等）が中心となり、運営マニュアルの策定、安全管理基準の整備、ボランティア制度の構築、利用実績や収支に関する基礎データの収集・分析を行う。今後、施設の活用が軌道に乗り、より専門的かつ効率的な運営によるサービスの向上が見込まれる段階においては、民間の活力の導入を本格的に検討する。これにより、市民や来館者の満足度を高め、親しみのある施設として管理運営を行うことを目指す。

さらに、施設のブランド価値が確立され、カフェ事業等で安定した収益が見込めるようになった長期的な段階では、市の財政負担を軽減し、より専門性の高い事業展開を促すため、施設の一部を民間事業者に貸し付けるといった選択肢も視野に入れて検討を進める。

(2)管理方法

ア 保存環境の管理

市は、文化財建造物とその周辺環境を常に清浄に保ち、適切かつ良好な状態で管理する。特に、木造建造物の大敵である湿気を防ぐため、敷地内樹木の管理を徹底し、床下の通風を確保し、敷地内の排水に留意する。また、文化財保護法、消防法等の関係法令及びそれに基づく諸規定に従い、消防設備、防犯設備等の保守点検を定期的に実施し、その機能が常に万全である状態を維持する。

イ 建造物の維持管理

日常的な管理の中で、壁の亀裂、雨漏りの兆候、建具の不具合といった変化を発見した場合は、速やかに写真撮影と詳細な記録を行い、その情報を一元的に管理する。これらの記録は、将来の大規模な保存修理計画を策定する際の極めて重要な基礎資料となる。小規模な修繕が必要と判断された場合は、本計画の

「2-2 保存の方針」に基づき、文化財的価値を損なわない方法で速やかに対処する。

ウ 管理上の留意点

貸館事業等で施設の一部を市民や団体に利用させる場合は、別途、利用規約を定める。その際、利用者が、本施設が貴重な国民的財産である文化財であることを十分に理解し、敬意をもって利用するよう啓発する。特に、建造物に損傷を与える可能性のある行為（重量物の設置、火気の使用、壁への釘打ち等）は厳しく制限し、文化財の保全を最優先とする。

2-4 修理計画

(1) 保存及び公開活用に必要な修理等の措置

本建造物の修理にあたっては、文化庁が示す「重要文化財（建造物）耐震診断指針」等に明記されている基本原則、すなわち**「①建物本体に付加するものであること」「②本体に極力損傷を与えないこと」**を最高位の理念として掲げ、将来の再修理や研究の可能性を妨げない「可逆性」を最大限尊重する。

この理念を具現化するため、修理の全工程において、徹底した記録保存を実施する。解体前の現状仕様、部材の状態、修理の工程、使用した材料や技術などを図面、写真等を用いたデジタルデータとして網羅的に記録する。

ア 創建当時や改修前後の様相の分かる図面、写真及び文書の保存

イ 公開活用の安全性確保に必要な防災設備等の整備及び耐震対策工事

ウ 公開活用に資する付属設備の整備

(2) 今後の保存修理計画

創建当時の姿を保存することを前提とし、その様相が分かる図面等の保存や当該文化財建造物の文化財としての価値を損なわない耐震対策工事を行うとともに、公開活用に資する付属設備の整備を行う。具体的には、藤間家住宅主屋の耐震対策工事と公開活用のための改修を重点的に実施することとする。藤間家住宅主屋以外の建造物及び工作物については、外観のみの公開とし、安全上の理由で危険と判断した場合は修繕を行う。

○蟻害・腐朽対策

梁や土台で確認された蟻害・腐朽への対処は、構造強度を回復させると同時に、伝統的な木工技術を継承する観点から行う。

○伝統技法による部材交換・補強

被害が深刻で部材の交換が必要な柱脚部や土台については、安易な全交換を避け、傷んだ部分のみを取り除き、新しい木材を継ぎ足す「根継ぎ（ねつぎ）」を基本とする。継手の形式は、建物の意匠や構造上の重要度に応じて選択するが、例えば、来訪者の目に触れにくい箇所では、強度と施工性に優れた追掛大栓継を、意匠性が求められる箇所では、より高度な技術を要する「四方松皮継」等の採用も検討する。これにより、建物の歴史的真正性を可能な限り維持する。

○低環境負荷型の薬剤処理

薬剤による予防・駆除措置については、文化財への影響が少なく、人体や環境への負荷も低いホウ素系保存剤を基本とする。ホウ素系薬剤は、木材内部に浸透して効果を発揮し、持続性も高いことが知られている。処理方法は、被害箇所への注入や、健全な木部への塗布を基本とし、広範囲な土壌散布は行なわ

い。これは、文化財の土壌を含む周辺環境全体を保全するための配慮である。

○基礎・地盤の不陸対策

応接間の不陸などの問題に対しては、大規模な掘削やコンクリート打設といった非可逆的な手法を避け、文化財への影響を最小限に抑える工法を選択する。

○低侵襲なレベル調整工法の採用

令和6年度に実施した耐震診断調査結果に基づき、建物を持ち上げて水平を修正する「曳家技術」を応用したレベル調整（ジャッキアップ等）を検討する。建物を傷つけることなくミリ単位での精密な調整が可能であり、最も文化財に適した工法の一つである。修正後は、既存の基礎石の下に調整用のプレートを挿入するか、必要に応じて基礎下部の地盤を薬液注入等で補強し、再沈下を防ぐ。

(3) 付属建造物及び工作物の修理方針（※以下は環境保全計画に移動？）

主屋以外の建造物及び工作物についても、藤間家の屋敷構えを一体的に保存する観点から、計画的な修理を行う。

○付属建造物（洗濯室、図書室、資料室、納屋等）

これらの建物は、主屋と共に藤間家の生活史を物語る重要な要素です。基本的には、屋根の葺き替えや外壁の塗り替えといった「現状維持修理」に留め、その歴史的風情を保全する。ただし、第5章の活用計画において、これらの建物を展示室やクリエイターの活動拠点として利用する場合には、主屋の景観と調和する意匠を保ちつつ、断熱性能の向上、防水、電気・通信設備の更新といった、利用者の安全性と快適性を確保するための「機能向上改修」を行うことを許容する。

○工作物（石垣、門柱、土蔵跡、句碑、井戸等）

敷地南側及び西側の石垣は、近世商家の屋敷構えを今に伝える貴重な遺構である¹。樹木の根による孕みだしや、石材の風化が確認された場合は、伝統的な石工技術を用いて部分的な解体・積み直し修理を行う。その際は、発掘調査によって確認されている地中の石垣遺構に影響を与えないよう、慎重な施工計画を立てる。そのほか、敷地内には石垣、門柱、土蔵跡、堀貫井戸、句碑、屋敷稲荷跡といった工作物がある。

・石垣

敷地南側及び西側の石垣は、江戸時代に築造されたと想定される。

・門柱

・堀貫井戸跡

記録によると、江戸時代の終り頃、柳庵は人力による突き掘り工法で、地中の水圧によって噴き上がる井戸を掘った。1年7ヶ月をかけて、深さ20間（約36m）まで掘ったと記されており、水車、搗場（粉挽き場）を造るほどの水量があったようである。

柳庵はさらに有り余る水を有効利用しようと、湯屋（ゆや）をつくり村人に風呂を提供した。後の藤間温泉のはじまりである。所有する四百石船を使い、熱海や湯河原の温泉水を買い付けて柳島に運び、この井戸水に混ぜて泉質を高めていた。村内には同じ工法で大南温泉「山口屋」と藪下温泉（明治時代中頃）が誕生した。これらの温泉施設は、村の人だけではなく海遊びや川遊びなどの行楽客たちの憩いの場ともなり、大いににぎわったそうである。

・土蔵跡

2間3間3階建て土蔵の土台となった石組みが発掘調査で明らかになった。本来は3段積石垣の土台のうえに立つ3階建の土蔵だったと考えられる。3階部分は「柳庵」という名の書斎でもあり、火の見やぐら、物見やぐらのような役割をもっていた可能性がある。

・家訓碑

「家訓 柳庵居士歳五十有七 為令誦子孫書於石上 身代は預りものと こゝろえて 富やすより先へらさぬかよし 岨安政四丁巳稔夏六月上浣之吉」

藤間柳庵による銘文が刻まれている。

・句碑等

安政4(1857)年の銘がある詩碑。藤間柳庵が57歳の時、その愛桶詩を石に刻んだもので、碑面には、蝶の絵があしらわれている。

・屋敷稻荷跡

・その他

関東大震災以前にあった土蔵等で用いられていた瓦や石材類が敷地内には、そのまま見られる。

○その他資料（歴史資料・民俗資料）

- ・茅ヶ崎市博物館の協力のもと目録を作成し、保存活用計画に基づいて展示を行う
- ・資料の移動・整理が必要な場合は、内容と必要性を十分に検討した上で実施し、可能な限り現状記録を行う。
- ・一時的に設置されたものは保存対象外とする

○遺物

- ・石材や瓦等、屋敷構えを構成する建造物等の部材であったと想定される遺物については、歴史的記録として重要であるので敷地内での保存することを検討する。

3 環境保全計画

3-1 環境保全の現状と課題

(1) 現状

藤間家住宅が位置する敷地は、単に建物の背景となるだけでなく、それ自体が複数の価値を重層的に有する文化財である。市指定史跡「藤間家（近世商家）屋敷跡」として、江戸時代中期以降の柳島湊を拠点とした商家の生活空間の痕跡を地下に留めている。地上には、文人名主であった藤間柳庵が植えたと伝わるクロマツをはじめ、タブノキ、サクラ、シュロといった代々の当主によって育まれてきた屋敷林が広がり、都市化が進んだ茅ヶ崎市南西部において極めて貴重な緑地環境を形成している。この屋敷林は、市内では希少となった植物が生育する生物多様性の宝庫でもある。このように、藤間家の敷地は、近世から近代、現代へと至る茅ヶ崎の歴史的変遷と、それに伴う人々の暮らしの移り変わりを物語る「景観のアーカイブ」であり、同時に地域の生態系を支える拠点でもある。

(2) 課題

ア 樹木の老齢化とそれに伴う安全管理上のリスク。平成 30（2018）年の台風 24 号では、敷地内のシロダモが倒木し、主屋や来館者への危険性が高まったシュロを伐採せざるを得ない事態となった。今後も、高木の倒木や枝折れが、国登録有形文化財である主屋や、市指定史跡である石垣、そして来館者に被害を及ぼすリスクは常に存在する。景観の維持と安全確保の両立が課題である。

イ 本施設を多くの市民や来訪者が安全かつ快適に訪れ、その価値に触れるためには、園路の整備や案内板、休憩用ベンチの設置が不可欠である。しかし、敷地全体が史跡であるため、安易な掘削工事は地下に眠る貴重な遺構を破壊する恐れがある。特に、高齢者や障害者、ベビーカー利用者等に配慮したバリアフリー化を進める上で、遺構に配慮し、整備を進める必要がある。

3-2 保存状況

(1) 図書室の保存状況

ア 概要



竣工年：不詳（昭和 43（1968）年に建築されたと考えられる）
構造・規模：鉄骨平屋建
建築面積：27.6 m²
活用状況：非公開（寄附以前は藤間資料館（私設の資料館）として公開）

イ 機能と意匠

竣工年は不詳であるが、藤間善一郎氏が農作業の少なくなる冬場に図書室や資料室にこもり、同家所有の古文書等の資料整理を行っていた。そうした成果を市民等が閲覧できるように、昭和 43（1968）年に常時公開ではないものの私設の「藤間資料館」を開館し、昭和 44（1969）年には市の主催事業「茅ヶ崎市文化祭」が同館で行われた。現在は、藤間家ゆかりの資料を整理する作業部屋として活用している。

部位別構造・意匠と保存状況

部位	構造・意匠と保存状況
基礎	布基礎。
軸部・小屋組	鉄骨軸組
軒	軒先部材の腐朽が見られる。
屋根	波板トタン葺である。室内への雨漏り等の被害はないため、概ね状態は良好と思われる。
外壁	波板トタンが施されている。外壁の一部に錆があるが、状態は概ね良好である。

(2) 資料室の保存状況

ア 概要



竣工年：不詳（昭和
41(1966)年に建築されたと
考えられる）
構造・規模：木造平屋建
建築面積：28.5 m²
活用状況：非公開（寄附以
前は藤間資料館（私設の資
料館）として公開）

イ 機能と意匠

竣工年は不詳であるが、藤間善一郎氏が農作業の少なくなる冬場に図書室や資料室にこもり、同家所有の古文書等の資料整理を行っていた。そうした成果を市民等が閲覧できるように、昭和 43(1968)年に常時公開ではないものの私設の「藤間資料館」が開館し、昭和 44(1969)年には市の主催事業「茅ヶ崎市文化祭」が同館で行われた。現在は、藤間家ゆかりの資料を収蔵している。

部位別構造・意匠と保存状況

部位	構造・意匠と保存状況
基礎	布基礎（煉瓦基礎）。
軸部・小屋組	木造軸組
軒	軒先部材の腐朽が見られる。
屋根	波板トタン葺である。室内への雨漏り等の被害はないため、概ね状態は良好と思われる。
外壁	波板トタンが施されている。外壁の一部に錆があるが、状態は概ね良好である。

(3) 洗濯室の保存状況

ア 概要



竣工年：昭和 7（1932）年
以前（藤間家住宅主屋と同
時期に建築されたと考え
られる）
構造・規模：木造平屋建
建築面積：27.9 m²
活用状況：外観のみ公開

イ 機能と意匠

洗濯室は藤間家住宅主屋の北側に位置し、藤間家住宅主屋の勝手口と洗濯室の入り口の間に屋根が設けられ、土間にて行き来ができるようになっており、その名のとおり、洗濯場として使用されていた。現在は、外観のみ公開している。

部位別構造・意匠と保存状況

部位	構造・意匠と保存状況
基礎	コンクリート基礎。地盤面と床までの高さは同レベル（土間床）
軸部・小屋組	木造和小屋である。全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良いが、柱の傾きも見られない。
軒	軒先部材の一部に欠損が確認できる。
屋根	波板トタン葺である。室内への雨漏り等の被害はないため、概ね状態は良好と思われる。
外壁	下見板張りが施されている。状態は概ね良好である。
その他造作等	内観に改変は見られず創建当時の様相をきわめて良く維持している。

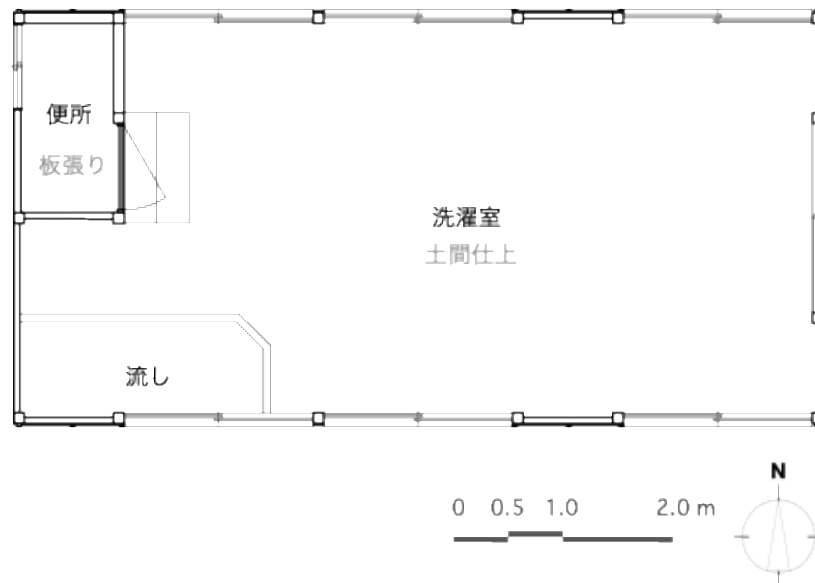


図 16 洗濯室平面図

(4) 納屋の保存状況

ア 概要

納屋



竣工年：不詳（大正
12(1923)年～昭和7(1932)
の間に建築されたと考え
られる）
構造・規模：木造平屋建
建築面積：58 m²
活用状況：外観のみ公開

イ 機能と意匠

納屋は、藤間家住宅主屋の南西側に位置している。大正12(1923)年に発生した関東大震災により半壊した旧宅の構造材が使われていることから、藤間家住宅主屋が創建される昭和7(1932)年までの間、藤間家の居宅としてかつては使われ、藤間家住宅主屋創建後は農機具や物品等の保管に使用された。現在は、藤間家ゆかりの民俗資料を収蔵する倉庫として活用し、外観のみの公開（必要に応じ内部見学）をしている。

部位別構造・意匠と保存状況

部位	構造・意匠と保存状況
基礎	布基礎。地盤面から床までの高さが確保されており、通気口を多く設けているため、床下部の風通しは良いと思われる。
軸部・小屋組	木造和小屋である。全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良く、柱の傾きも見られない。平成 30(2018)年の台風 24 号の影響により、屋根の一部がはがれ、落下した部材に大きな破損は見られない。
軒	軒先部材の一部に欠損が確認できる。
屋根	建築当時は瓦葺であったが、現在はスレート葺である。室内への雨漏り等の被害はないため、概ね状態は良好と思われる。
外壁	裸木造である。外壁の一部に欠損がみられる。
その他造作等	屋根は改変されているものの、建築当時の様相をきわめて良く維持している。

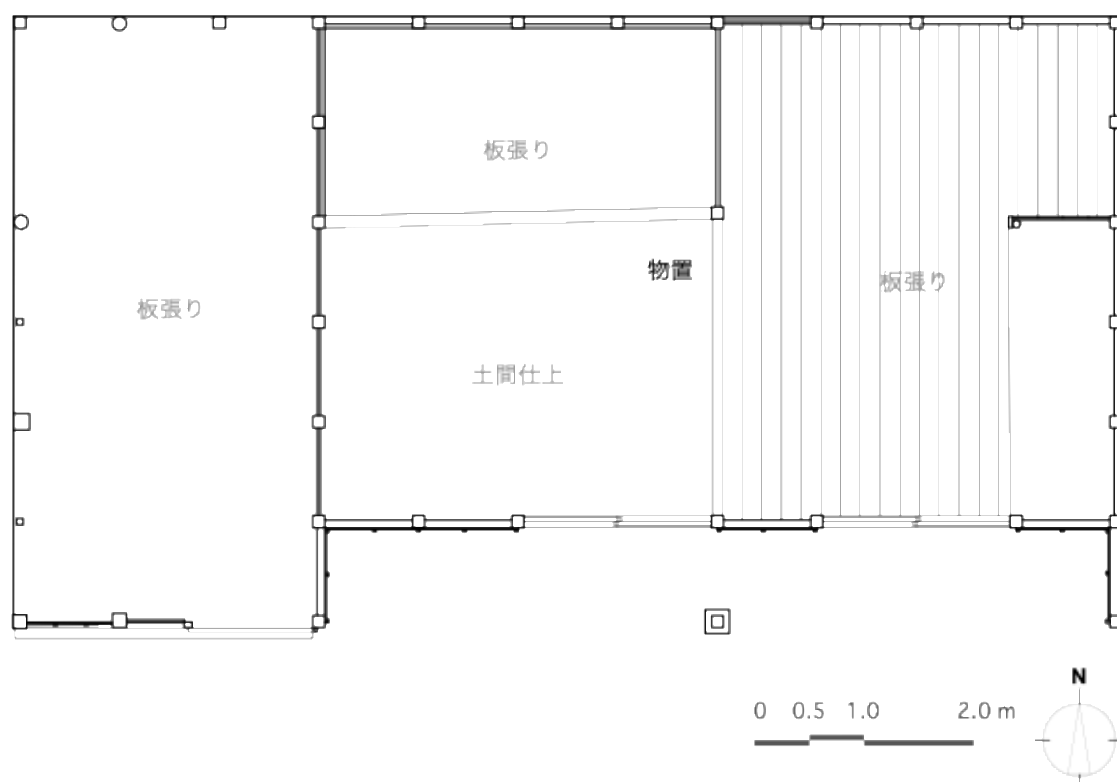


図 17 納屋平面図

(5) 学習室の保存状況

ア 概要

学習室



竣工年：昭和 55(1980)年頃

構造・規模：木造平屋建

建築面積：28.3 m²

活用状況：非公開

イ 機能と意匠

学習室は、近隣の子供達に英語を教える教室として活用していた。現在は、民俗資料館の管理棟として使用しているほか、講座等の会場としても使用している。

部位別構造・意匠と保存状況

部位	構造・意匠と保存状況
基礎	布基礎。地盤面から床までの高さが確保されており、また通気口を多く設けているため、床下部の風通しは良いと思われる。
軸部・小屋組	プレハブ構造である。全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良いが、柱の傾きも見られない。
軒	軒先部材の一部に欠損が確認できる。
屋根	スレート葺である。室内への雨漏り等の被害はないため、概ね状態は良好と思われる。
外壁	スレート板が施されている。外壁の一部に錆があるが、状態は概ね良好である。

(6) 物置の保存状況

ア 概要

物置



竣工年：不詳（昭和 43(1968)

年以前に建築されたと考えられる）

構造・規模：木造平屋建

建築面積：21.2 m²

活用状況：外観のみ公開

イ 機能と意匠

かつては、豚の飼育小屋として、その後は屋外で使用する物品の保管場所として使われていました。そのため、構造は極めて簡素です。現在は、外観のみ公開している。

部位別構造・意匠と保存状況

部位	構造・意匠と保存状況
基礎	布基礎。
軸部・小屋組	木造和小屋である。全体的に軸部、小屋組の部材の状態は良く、柱の傾きも見られない。
屋根・軒	軒先部材の一部に欠損が確認できる。
外壁	波板トタンが施されている。一部に欠損が見られるが機能上、問題はない。

(7) 工作物（石垣・門柱・石畳・土蔵跡・堀貫井戸跡・家訓碑・句碑等）の保存状況

ア 概要

石垣・生垣



竣工年：（石垣）江戸時代後期

構造・規模

敷地南側：玉積み・布積み

四つ目垣、生垣

敷地西側：玉積み・布積み

四つ目垣、生垣

敷地北側：四つ目垣、生垣

敷地東側：万年塀

活用状況：外観のみ公開

イ 機能と意匠

敷地南側及び西側は、石製及び鉄筋コンクリート造の門柱が構え、敷地境界に玉積みと布積みの混成による石垣の上に四つ目垣を組み、生垣を設置している。

敷地北側については、藤間家住宅主屋が立地しているエリアより一段低くなり、以前は田畑として使用していたことが遺構確認調査で分かっている。現在は生垣（マンサク科トキワマンサク）であるが、平成20(2008)年以前は万年塀であった。

いずれも機能としては敷地内外を隔てるものであり、状態は良好。石垣については、市教育委員会による発掘調査により、地中に石垣が現存していることが分かっており、近世後半期以降に築かれ、幾度かの改修が行われている可能性が高いことが分かっている。また、堀貫井戸跡や土蔵跡、家訓碑や句碑等は江戸時代末期のもの。

門柱



竣工年：不詳

構造・規模：石製・鉄筋コンクリート造

活用状況：外観のみ公開

石畳



竣工年：昭和 7 年頃

構造・規模：石製

活用状況：外観のみ公開

土蔵跡



竣工年：江戸時代末期

構造・規模：※土蔵の石積

基壇のみ残されている

活用状況：外観のみ公開

堀貫井戸跡



竣工年：江戸時代末期

構造・規模：※石製の井戸

側のみが残されている

活用状況：外観のみ公開

家訓碑



竣工年：江戸時代
構造・規模：石製
活用状況：外観のみ公開

句碑等



竣工年：江戸時代末期
構造・規模：石製
活用状況：外観のみ公開

※写真要入替

屋敷稲荷跡



竣工年：昭和7（1932
）年以降
構造・規模：石製
活用状況：外観のみ公開

3-3 環境保全の基本方針

藤間家住宅を取り巻く歴史的・生態的環境の価値を次代に継承し、かつ、誰もが安全にその魅力を楽しむことができる空間とするため、以下の点を環境保全の基本方針とする。

- ・敷地内の自然環境や庭園等の、かつての状態を把握するために必要な調査を行い、十分な検討を行った上で、現在の藤間家住宅に適した整備・管理を行う
- ・藤間家の中世、近世、近代、現代の歴史的記録としての遺構の継承に配慮する

(1) 藤間家住宅の長い歴史の変遷を記録する屋敷構えを構成する遺構の保存

建築物等	保存の方針	改修にあたっての対応
洗濯室・物置・資料室	藤間資料館等市に寄贈以前、市民等が資料を閲覧したこと、主屋と一体として藤間家代々の生活を象徴するものとして、現状を保護する。活用にあたり安全上支障をきたすと判断できる場合は、藤間家住宅主屋及びその敷地の景観を損なわないように改修する。 劣化が激しく、構造的な安全確保が困難な場合は、詳細な記録保存を行った上で、安全管理の観点から除去することも検討する。また、改修に備え、主屋と同様に詳細な記録保存を行う。	○改修に備えて、藤間家住宅主屋の診断・改修設計に併せて、主要構造部、内装等を詳細に記録し、復原に備える。
その他敷地内の建造物（図書室・納屋・学習室）	現状を保護する。活用にあたり安全上支障をきたすと判断できる場合は、藤間家住宅主屋及びその敷地の景観を損なわないように改修する。 劣化が激しく、改修が不可能な場合は安全上の面から除去する。	
工作物（石垣・門柱）	現状を保護する。活用にあたり安全上支障をきたすと判断できる場合は、藤間家住宅主屋及びその敷地の景観を損なわないように改修する。	

(2) 樹木医と連携した科学的根拠に基づく計画的樹木管理

敷地内の樹木群を、単なる植栽ではなく、藤間家の歴史と一体となった「生きた文化財」と位置づけ、その保全と育成に努める。管理にあたっては、経験や勘に頼るだけでなく、樹木医による定期的な診断を制度化します。樹木医の診断結果に基づき、各樹木の健全度、倒木リスク、景観上の役割等を評価し、科学的根拠に基づいた剪定・支柱設置・伐採等の年間管理計画を策定する。これにより、文化財及び来館者の安全を確保すると同時に、歴史的景観の維持を図る。

(3) 在来種を優先した生物多様性の保全

敷地内の整備にあたっては、市内でも減少しつつあるキランソウやカントウタンポポといった在来植物の生育環境に最大限配慮する。除草や植栽計画においては、これらの在来種の保全を優先し、外来種の侵入・繁茂を抑制する。これは、藤間家の屋敷林が持つ地域の生態系拠点としての価値を高めるための取り組みである。

(4) 埋蔵文化財に影響を与えない低侵襲な来訪者環境整備

園路、ベンチ、案内サイン等の整備にあたっては、市指定史跡である地下遺構の保護を絶対的な前提とする。したがって、掘削を伴う基礎工事は原則として行わず、遺構に影響を与えない工法を厳選する。特に、バリアフリー化の推進においては、文化財施設における先進事例を参考に、可逆的で景観に調和する手法（例：着脱可能なスロープ、遺構面に影響を与えない舗装材の採用等）を積極的に導入し、文化財の価値とインクルーシブな公開活用の両立を目指す。

3-4 区域の区分と保全方針

○環境保全の基本方針

・藤間家住宅主屋の保存及び景観保全の観点から、敷地内において「保存区域」、「保全区域」、「整備区域」区分する

- ・敷地内の自然環境や庭園等の、かつての状態を把握するために必要な調査を行い、十分な検討を行った上で、現在の藤間家住宅に適した整備・管理を行う
- ・藤間家中世、近世、近代、現代の歴史的記録としての遺構の継承に配慮する。

(1) 保存区域

国登録有形文化財である藤間家住宅主屋とその直接的な周辺部分を「保存区域」とします。この区域は、建物の文化的価値を維持し、その歴史的雰囲気をもっと純粋な形で体感してもらうためのエリアとする。

ア 原則として、新たな恒久的工作物の設置は行わない。

イ 実施される行為は、本計画「2 保存管理計画」に基づく建造物の保存修理及び維持管理活動に限定される。

ウ ただし、来館者の安全確保のために市が必要と判断する仮設の安全柵や、文化財の価値を損なわない意匠の解説板など、最小限の設備については、地下遺構に影響を与えない方法での設置を例外的に認める。

(2) 保全区域

保存区域以外の敷地全域を「保全区域」とする。この区域は、主屋を含む屋敷全体の歴史的景観を維持し、良好な緑地環境を保全するとともに、来訪者が憩い、学ぶための空間として整備するエリアとする。

ア 既存の樹木群や石垣、生垣などの景観要素を維持・管理することを基本とします。樹木の管理は「3-2 環境保全の基本方針」に基づき、樹木匠の指導のもと計画的に行う。

イ 園路、ベンチ、案内サイン、照明等の来訪者のための便益施設は、この区域内に設置する。ただし、その設置にあたっては、地下遺構及び地上の景観に与える影響を最小限に抑える工法・意匠を選択する。

ウ 将来的に、活用計画の一環として屋外イベント等を行う場合も、この区域内を会場とすることを原則とする。

この区域区分により、文化財としての価値の中核を守る「静」のエリア（保存区域）と、その価値を享受し、活用するための「動」のエリア（保全区域）を明確にし、計画的な環境保全を推進する。

(3) 整備区域

活用のために機能整備可能な区域とする。

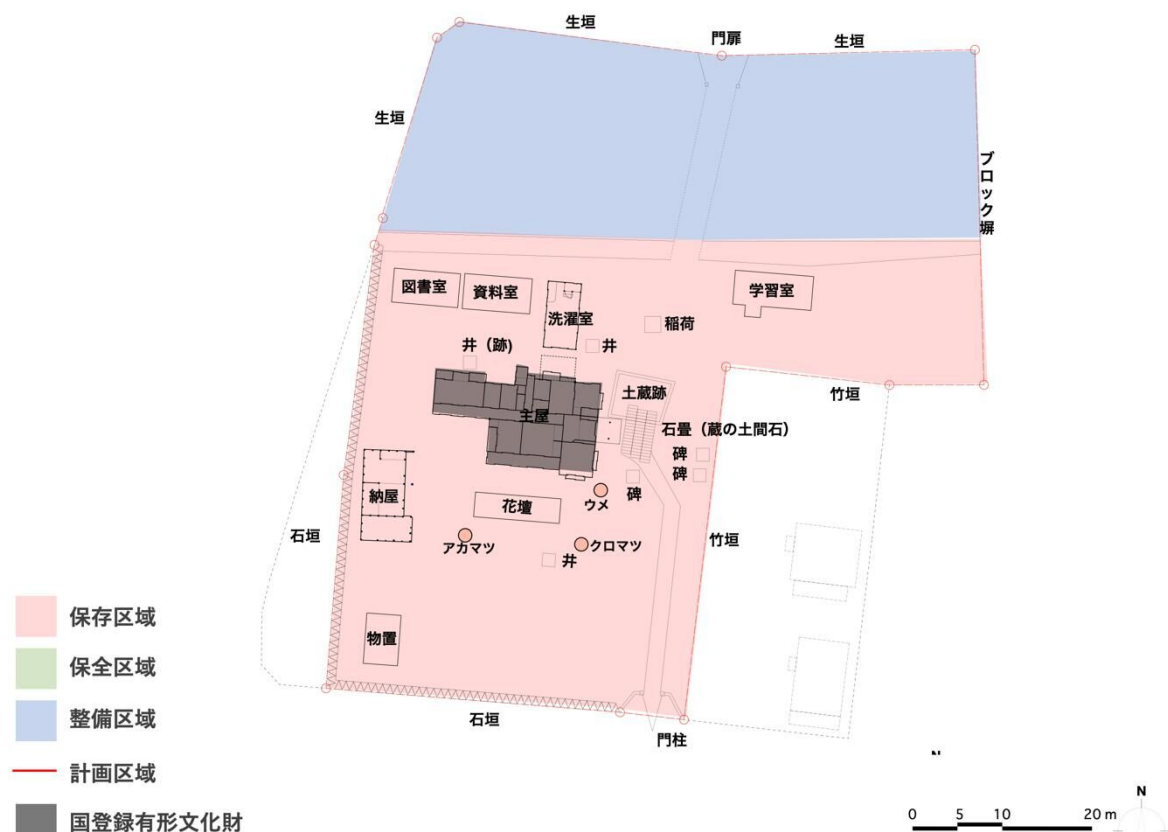


図 13 区域の区分と保全方針（A案）

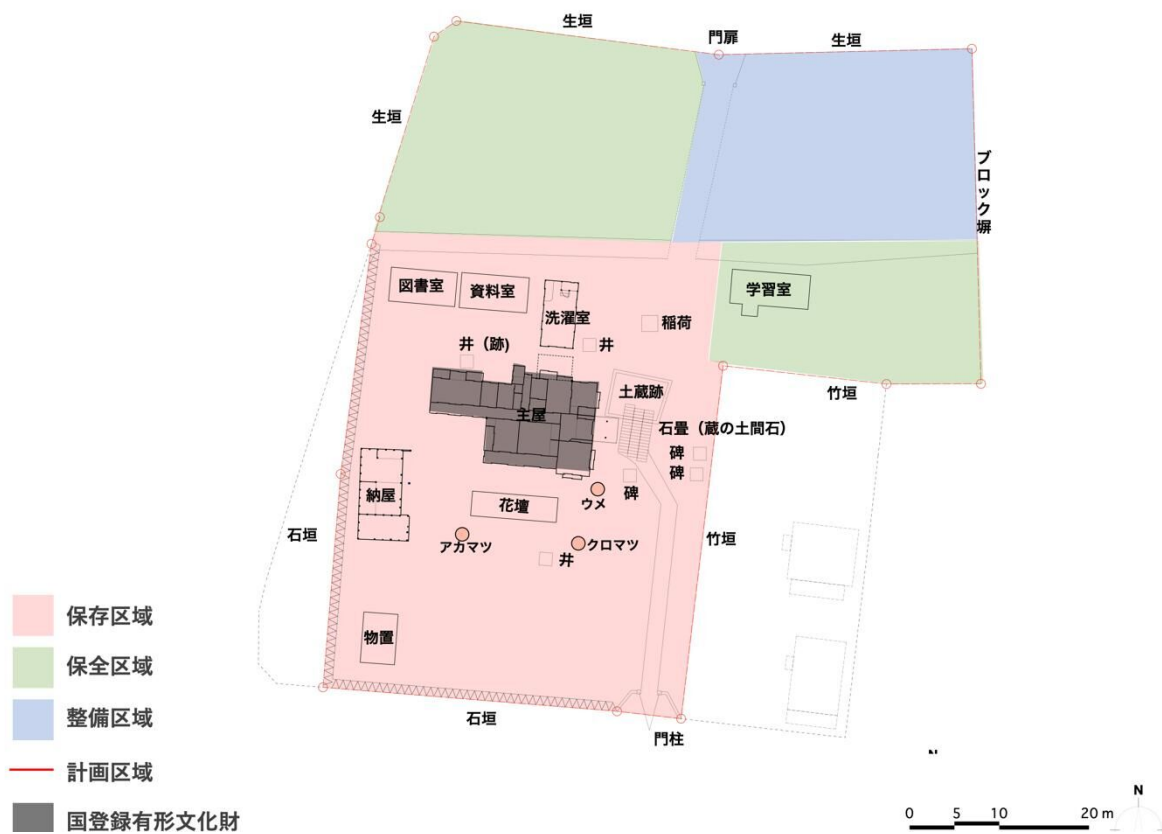


図 14 区域の区分と保全方針（B案）

3-5 建造物及び工作物の区分と保存の方針

敷地内に現存する複数の建造物を、その歴史的・建築的価値と今後の活用における役割に基づき、「保存建造物」「保全建造物」「その他の建造物」の3つに区分し、それぞれに応じた保存の方針を定める。

(1) 建造物及び工作物

文化財保護法及び本計画「第2章 保存管理計画」に基づき、その歴史的・建築的価値を一切損なうことのないよう、厳格な基準で適切に保存管理を行う。修理・改修は、専門家の指導のもと、伝統技術と最新の保存科学を融合させた手法で行う。

(2) 保全建造物及び工作物

文化財ではないものの、主屋と同時期または近接した時期に建設され、藤間家の生活や活動（私設資料館の運営、農作業等）と密接に結びついてきた歴史を持つ。主屋と一体となって屋敷全体の歴史的景観と物語性を構成する重要な要素である。

ア 主屋の「保存建造物」に準じ、その外観と基本的な構造を維持する保全を図る。

イ 利活用に際して内部の改修が必要となる場合も、外観の変更は最小限に留め、屋敷全体の景観との調和を最優先する。

ウ 特に納屋は、関東大震災で半壊した旧宅の古材が転用されている可能性が指摘されており、その部材は藤間家の歴史を物語る貴重な資料として、修理の際に詳細な調査と記録を行う。

(3) その他の建造物及び工作物

比較的新しい時期（昭和中期以降）に建てられたものであり、文化財としての価値は限定的ですが、現状では管理棟や講座会場として機能している。

ア 当面は現状のまま維持・活用するが、将来的な施設の全体計画の見直しの中で、その存廃を検討する。

イ 外観の補修を行う際には、形態や色彩において、主屋や保全建造物、そして敷地全体の歴史的景観と調和するよう配慮する。

ウ 建物の安全性が確保できない場合、またはより効果的な土地利用計画（例：新たな便益施設の設置、緑地の復元等）のために不要と判断された場合は、地下遺構に配慮しつつ、記録保存を行った上で撤去することも選択肢とする。

この区分により、敷地内の各建造物に対する投資と管理の優先順位を明確にし、効率的かつ効果的な保存管理を実現する。

表 9 建築物及び工作物の区分

	建築物	工作物
■ 保存する建築物及び工作物 保存区域の所在する建築物及び工作物で、国登録有形文化財（建築物）に準じて保存を図るもの	○主屋（国登録有形文化財）	○玉石積 ○真鶴石擁壁 ○井戸 ○蔵基壇開知石遺構 ○稲荷 ○碑
■ 保全する建築物及び工作物 保存する建築物及び工作物以外で、歴史的景観や環境を構成する要素として保全を図るもの	○洗濯室 ○納屋 ○物置	○花壇 ○石畳
■ その他の建築物及び工作物 現状からは保存または保全する建築物及び工作物が判断できず、詳細な調査が行われるまでは現状維持とするもの	○図書室 ○学習室 ○資料室	○門柱 ○生垣 ○竹垣 ○門扉 ○ブロック塀 ○解説版

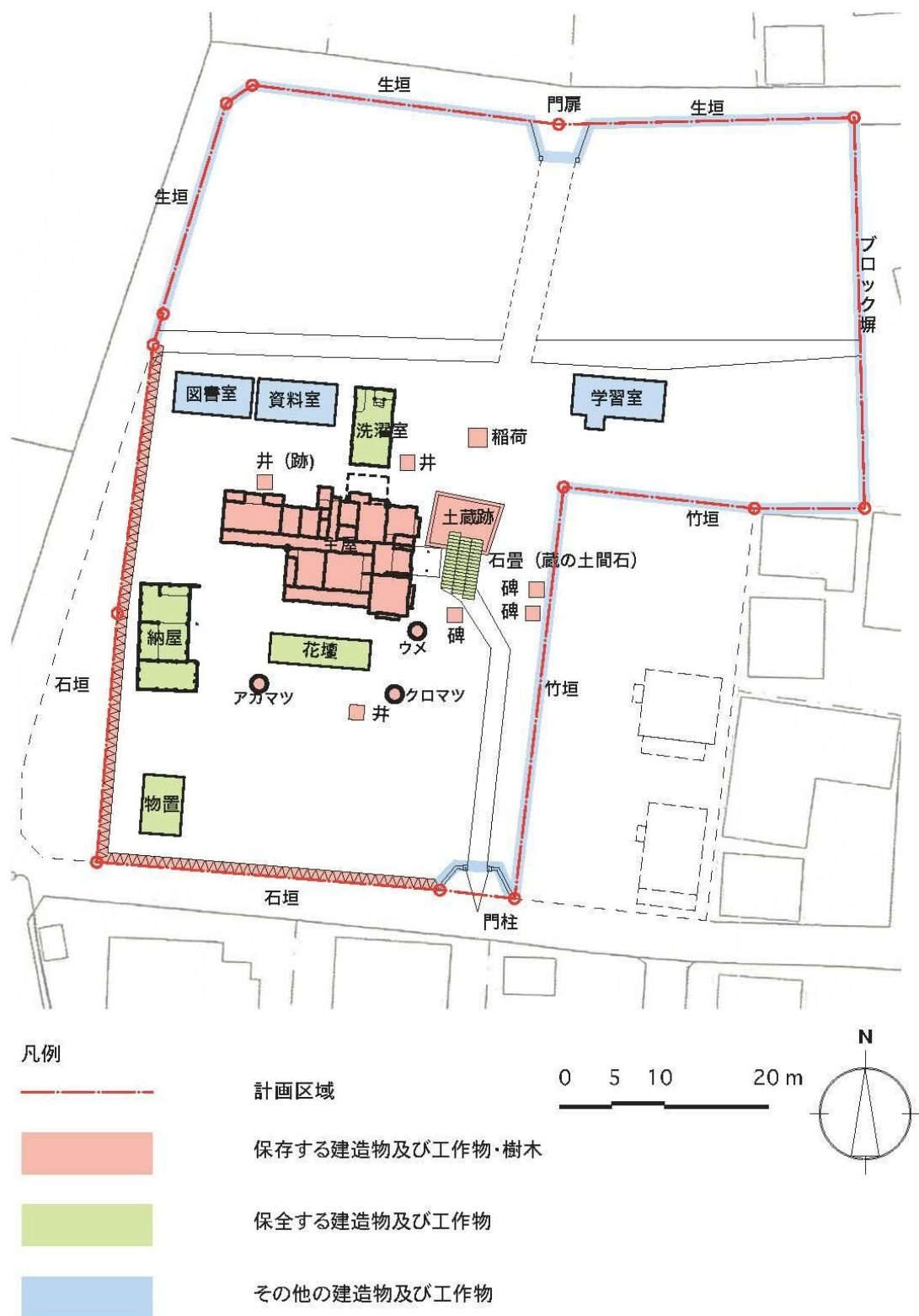


図 15 建築物及び工作物の区分

3－6 防災上の課題と対策

藤間家住宅主屋の立地する敷地内で想定される災害は、台風や大雨、突風、大雪、地震等による自然災害と施設内での火気使用による火災等の災害が想定される。自然災害については、気象情報に注意し、点検や被害状況の把握に努め、倒木等により文化財建造物に被害を及ぼすことのないよう、常時管理に努める。また、施設内の防災設備、防犯装置等については、定期点検、メンテナンス、清掃等を行い、設備・装備等が常に作動する環境を維持する。なお、具体的な対策については「4 防災計画」で定める。